

N O G A T A

第3次

# 直方市環境基本計画

みんなで行動し  
未来につなぐしぜんのまち  
のおがた



直方市

第3次 直方市環境基本計画

直方市

直方市  
2024年3月

N O G A T A

第3次

## 直方市環境基本計画



みんなで行動し  
未来につなぐしぜんのまち  
のおがた

直方市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

|            |    |
|------------|----|
| 1. 計画策定の趣旨 | 01 |
| 2. 計画の位置づけ | 02 |
| 3. 計画の期間   | 03 |
| 4. 計画の対象分野 | 03 |

第 2 章 直方市の概況

|               |    |
|---------------|----|
| 1. 沿革         | 04 |
| 2. 人口         | 04 |
| 3. 気候・自然・土地利用 | 05 |
| 4. 産業         | 11 |

第 3 章 第 2 次環境基本計画の振り返り

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1. 市民アンケート結果にみる取組みの評価             | 13 |
| 2. 第 2 次直方市環境保全行動計画 重点プロジェクトの振り返り | 15 |
| 3. 第 3 次計画に向けた重点課題の整理             | 17 |

第 4 章 基本方針

|          |    |
|----------|----|
| 1. 基本理念  | 23 |
| 2. 環境目標  | 23 |
| 3. 施策の体系 | 24 |

第 5 章 環境基本施策

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 環境目標Ⅰ：命の営みの基盤 ～自然環境                  | 25 |
| 環境目標Ⅱ：健康で快適な生活の基盤 ～生活環境              | 27 |
| 環境目標Ⅲ：持続可能な社会の基盤 ～地球温暖化対策実行計画（区域施策編） | 29 |
| 環境目標Ⅳ：自律・協働・つながりの基盤                  | 41 |

第 6 章 計画の推進体制

|            |    |
|------------|----|
| 1. それぞれの役割 | 45 |
| 2. 行動計画の策定 | 45 |
| 3. 推進体制    | 46 |

資 料 編

|                  |    |
|------------------|----|
| 1. 直方市環境審議会      | 49 |
| 2. 直方市環境推進委員会    | 52 |
| 3. 直方市環境基本計画策定経緯 | 55 |
| 4. 直方市環境審議会の答申書  | 56 |

## 第1章 計画の基本的事項

### 1. 計画策定の趣旨

本市は、2004(平成16)年3月に「直方市環境基本計画(直方の環境まちづくり計画)」(以下、「第1次計画」とします。)を策定後、2014(平成26)年3月には、第1次計画における施策の進捗状況や本市を取り巻く環境変化を踏まえて、第2次直方市環境基本計画(以下、「第2次計画」とします。)を策定しました。

第2次計画策定から10年が経過し、特に地球温暖化による気候変動問題は深刻化しており、我が国では、国際的な取り決めや国内の方針を通じて脱炭素社会の実現を目指しています。地方自治体においても、CO<sub>2</sub>排出量の削減や再生可能エネルギーの普及、様々な省エネ活動の推進など、具体的かつ効果的な地球温暖化対策が求められていますが、本市では2022(令和4)年2月26日に、市民や事業者、行政が一体になってあらゆる賢い選択の積み重ねにより、ライフスタイルを維持しながら、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

そこで、これからの10年を考えるにあたり、2015(平成27)年12月に地球温暖化対策の新たな枠組みとして採択された「パリ協定」や、それを踏まえた国の「地球温暖化対策計画」(2021(令和3)年10月22日閣議決定)、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(2019(令和元)年)、「第五次環境基本計画」(2018(平成30)年)などを踏まえつつ、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含んだ、新たな第3次直方市環境基本計画(以下、「第3次計画」とします。)を策定します。

### 2. 計画の位置づけ

第3次計画は、「第6次直方市総合計画」(以下、「総合計画」とします。)で示された将来像「未来へつなぐ～ひと・まち・自然～」を環境面から実現するためのものです。国や県、本市の法制度や各種計画との関連性に配慮するとともに、市民、事業者、行政、その他関係機関・組織と連携を図りながら施策を進めていきます。本市が重点施策として取り組むカーボンニュートラル社会の構築に向け、国の地球温暖化対策計画に即し、地域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画である地方公共団体実行計画(区域施策編)を含むものとしてします。

図表 1-1 環境基本計画の位置づけ



第2章 直方市の概況

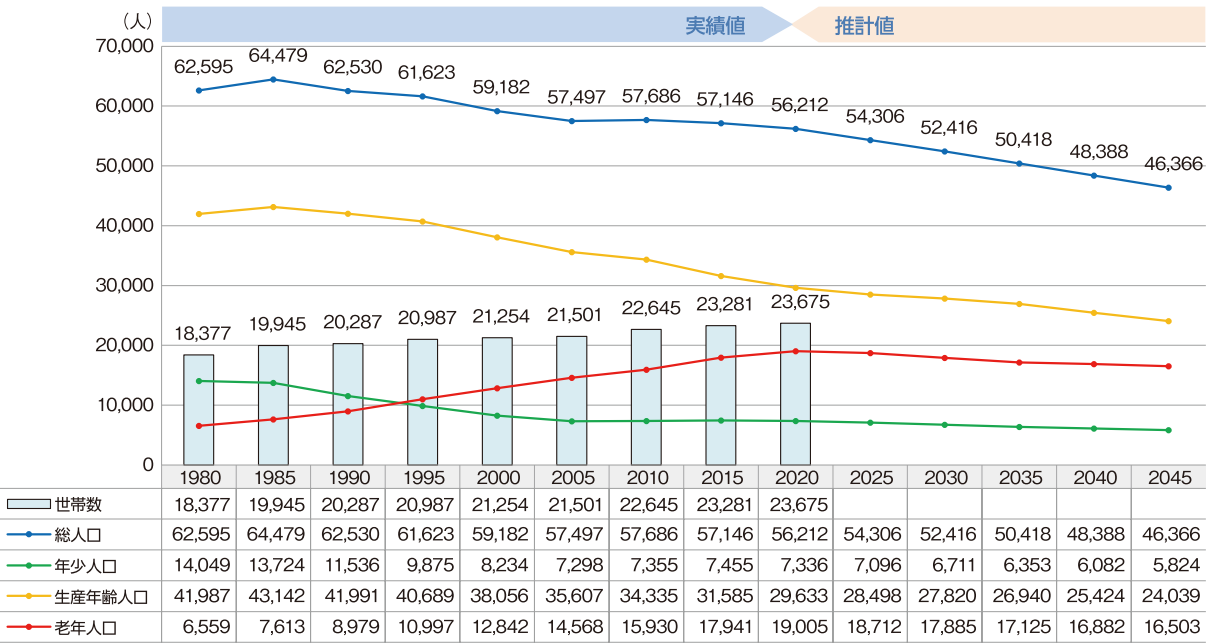
1. 沿革

本市の沿革は、市町村制施行の明治22年に直方町と山部村が合併して直方町が誕生し、大正15年の直方町と新入村、頓野村、下境村、福地村の合併後、昭和6年に県下で9番目の市制を施行しました。その後、昭和30年に植木町と合併し、現在の直方市となっています。

2. 人口

本市の人口は、1985(昭和60)年をピークに減少傾向にあり、2020(令和2)年には、ピーク時よりも8,267人少ない、56,212人となっています。一方、世帯数は一貫して増加傾向にあり、2020(令和2)年は23,675世帯となっています。

図表 2-1 人口の推移



注) 2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(2018年3月公表)に基づく推計値。世帯数は実数値のみ  
資料) 総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口」

3. 計画の期間

第3次計画の期間は、2024(令和6)年度を初年度とし、2033(令和15)年度を目標年度とする10年間です。2024(令和6)年度には現行の第2次環境保全行動計画(後期)を見直し、2025(令和7)年度を初年度とする、「第3次環境保全行動計画」(以下、「行動計画」とします。)を策定し、それに基づいた施策を実施します。毎年、行動計画の進捗状況を点検し、その結果を次年度以降の取組みにつなげるとともに、社会を取り巻く環境の急激な変化に対応するため、臨機応変に行動計画を見直します。

4. 計画の対象分野

第3次計画の対象地域は、本市全域とし、計画の対象分野は下記の通りとします。

図表 1-2 計画の対象分野

| 環境の範囲   | 項目                                               |
|---------|--------------------------------------------------|
| 自然環境    | 森林、里地里山、河川、生態系・生物多様性                             |
| 生活環境    | 水環境(水質、水辺環境)、大気環境(大気質、悪臭)、騒音・震動、土壌、廃棄物の適正処理、環境美化 |
| 持続可能な社会 | カーボンニュートラル、省エネルギー、再生可能エネルギー、4R推進                 |
| 学び・協働   | 環境学習、環境保全活動、交流促進                                 |

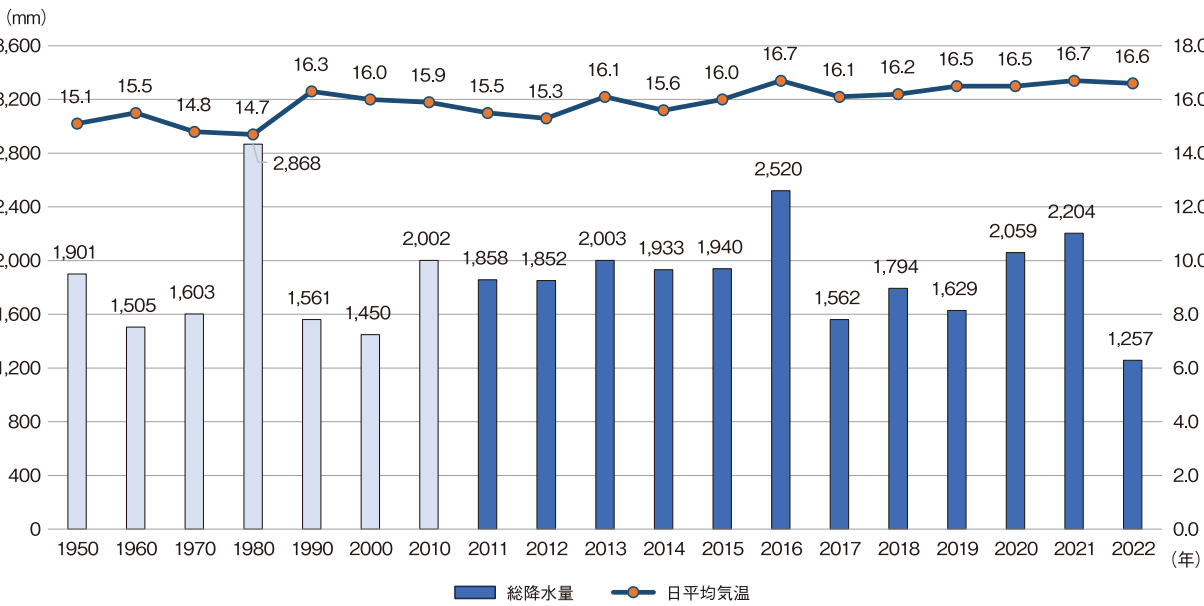
3. 気候・自然・土地利用

① 気 象

本市は日本海型気候区に分類され、気候は概ね穏やかで、比較的温暖な気候に恵まれています。しかし、地形的には山地に囲まれた盆地様の立地にあるため、寒暖の差が激しいなど内陸型気候区の特徴も合わせ持っています。

直方市近郊（飯塚観測地点）の年間平均気温（日）は、1950（昭和25）～1980（昭和55）年代は14℃台～15℃台で推移していましたが、1990（平成2）年以降上昇し、概ね15℃台後半から16℃台で推移しています。また、年間総降水量は年によってばらつきがありますが、2013（平成25）年～2022（令和4）年の10年間の平均は1,890mm/年となっています。

図表 2-2 直方市の1年間の総降水量ならびに日平均気温の推移

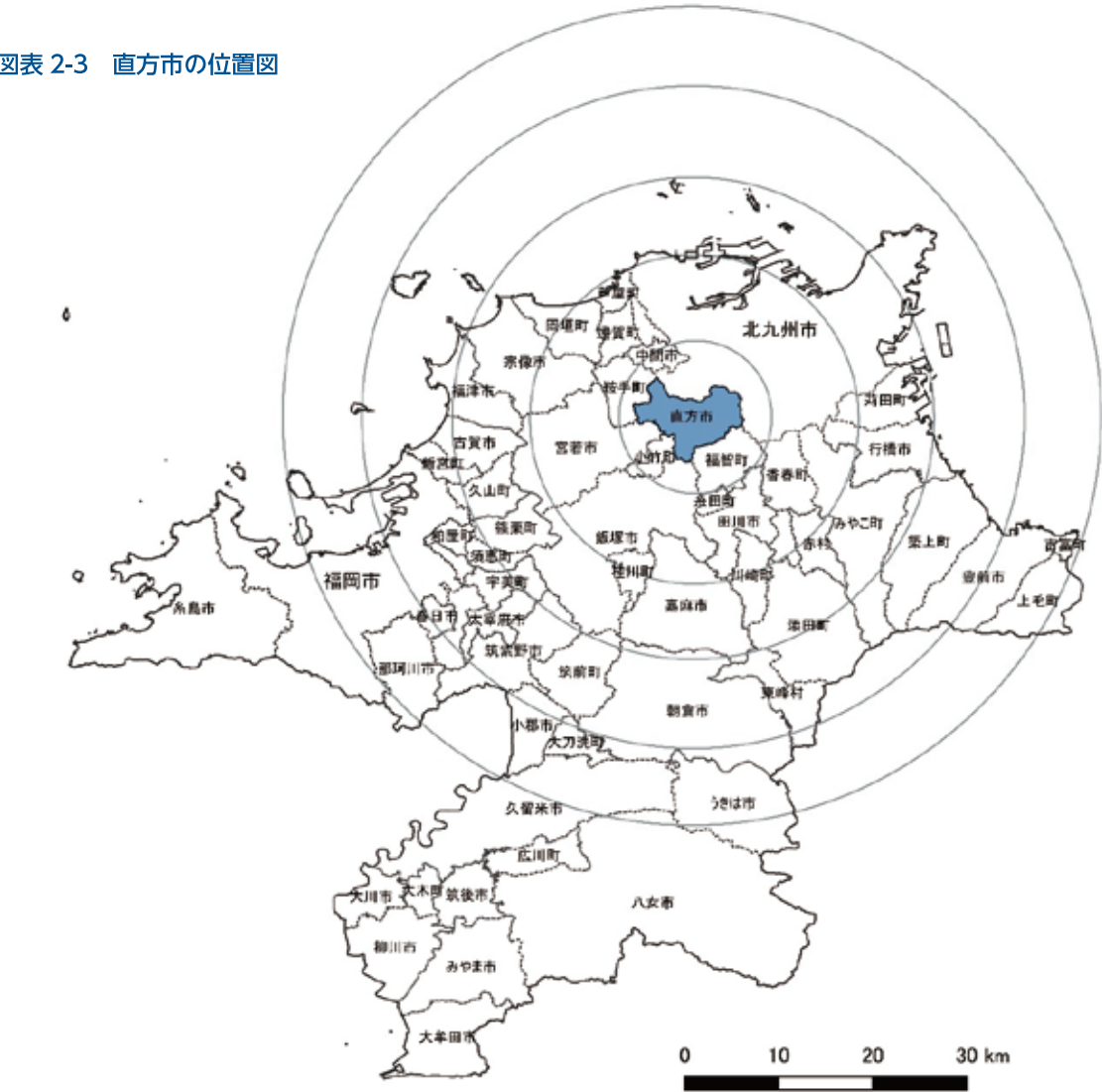


注) 飯塚観測地点のデータ  
資料) 気象庁ウェブサイト「過去の気象データ検索」 <https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>

② 位置・地勢

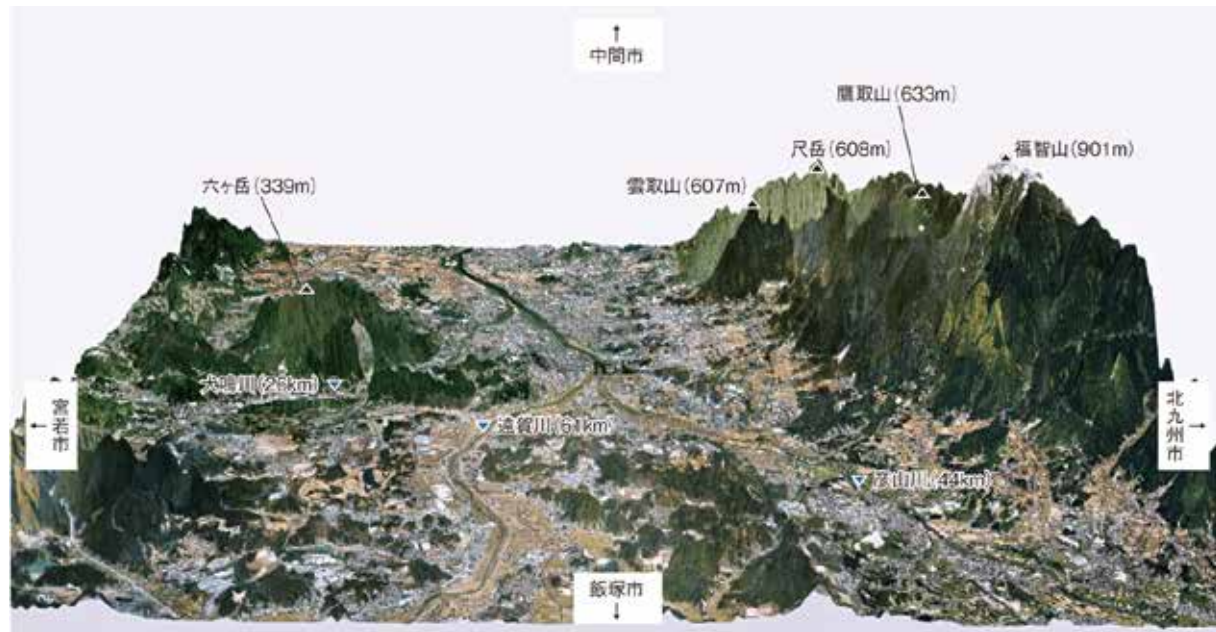
本市は、九州最北部を占める福岡県の北部にあつて、遠賀川に沿って開ける筑豊平野のほぼ中央に位置しています。市域面積は61.76km<sup>2</sup>で、東西11.56km、南北9.45kmの広がりをもちます。市の東側は、福智山山系で、北九州市小倉南区と接し、西は、宮若市と接しています。また、南は、田川郡福智町、飯塚市、鞍手郡小竹町と、北は北九州市八幡西区、鞍手郡鞍手町と境を接しています。

図表 2-3 直方市の位置図



資料) 国土交通省国土数値情報ダウンロードサイトを元に作成  
[https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v2\\_4.html](https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v2_4.html)

図表 2-4 本市の全体像

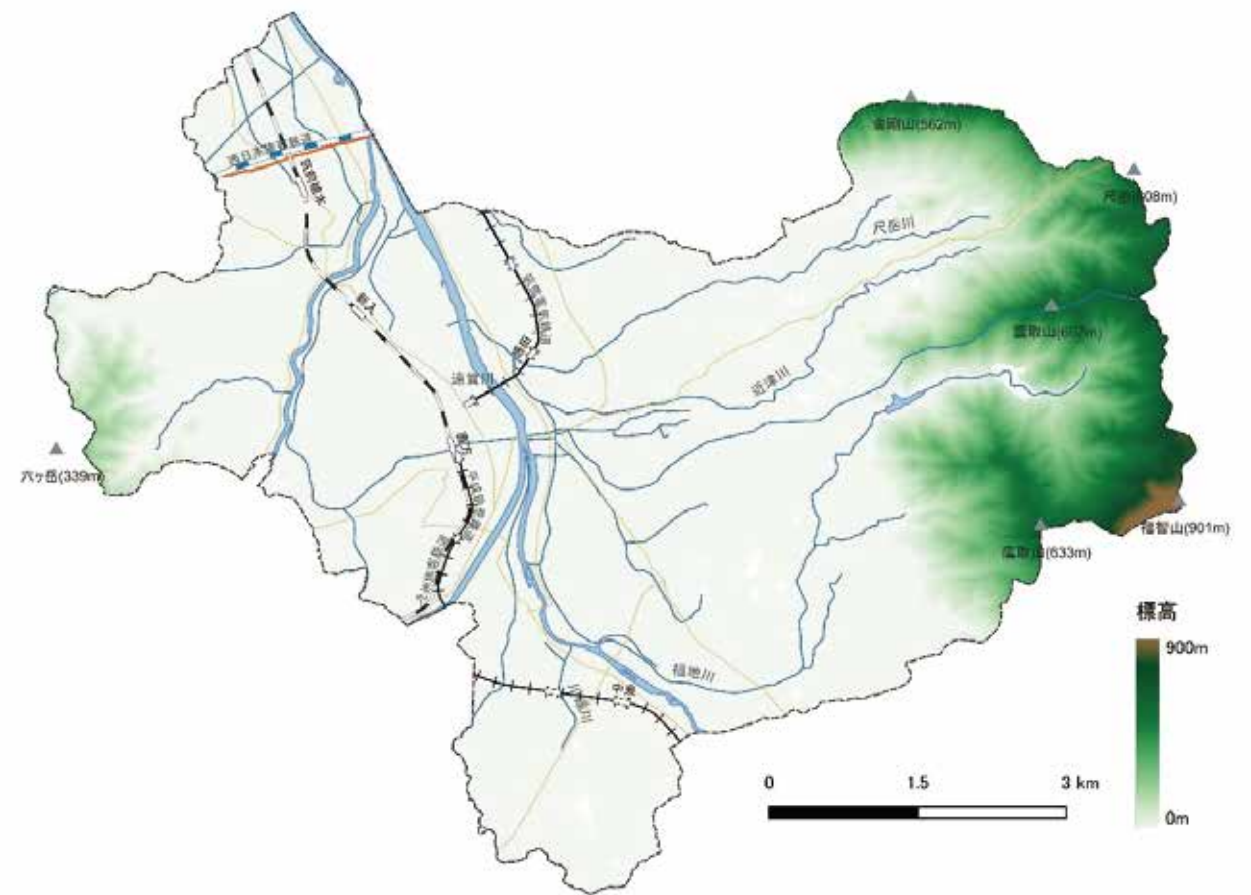


資料) 国土地理院「電子国土基本図(オルソ画像)」「基盤地図情報(数値標高モデル)」を加工して作成

### ③ 地象・水象

本市は、福岡県第2の河川である遠賀川が流れて馬蹄形状に作った筑豊盆地の入り口部分に位置しています。本市中央部には遠賀川が北流し、中心市街地の南側では南東方向から流入した彦山川が、その少し下流部の中心市街地の北側では西方向から流入した犬鳴川が合流しています。これら河川の両岸には低地が形成され、その周辺部には比較的広い段丘や丘陵地が続いています。さらにその後背部には山地が控えており、特に本市東部の北九州市との境界地域は、福智山(900.8m)を主峰に、鷹取山(633.0m)、尺岳(608.0m)、雲取山(607.0m)等からなる福智・鷹取山地がみられます。

図表 2-5 地象・水象

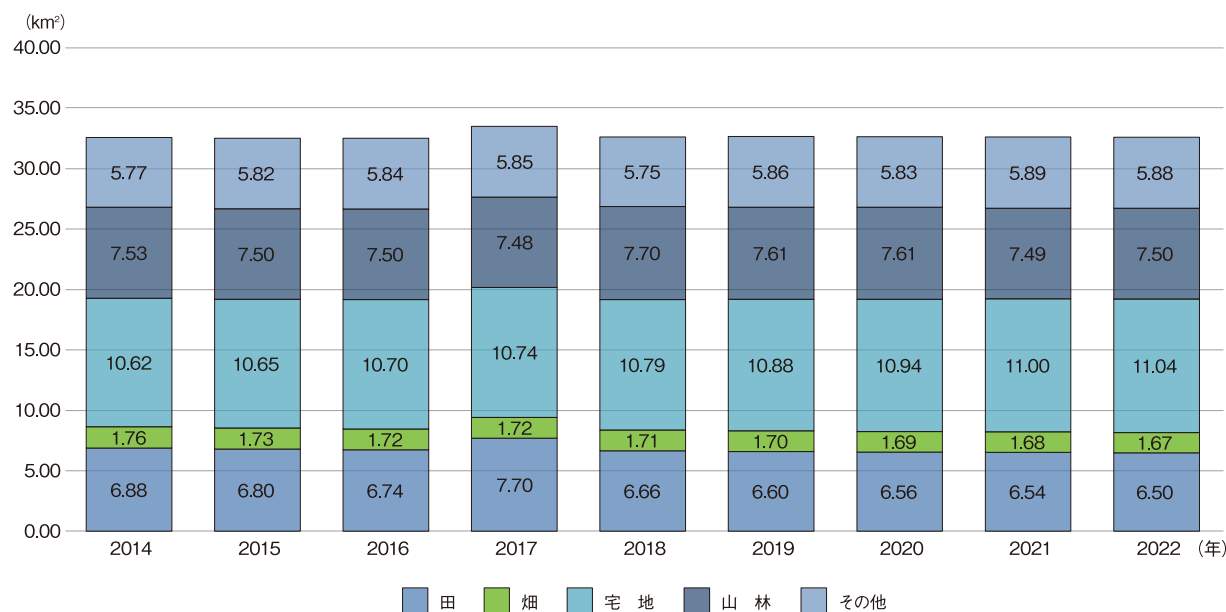


資料) 国土交通省国土数値情報ダウンロードサイトを元に作成(2009年5月1日時点)  
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-G04-a.html>

## 4 土地利用

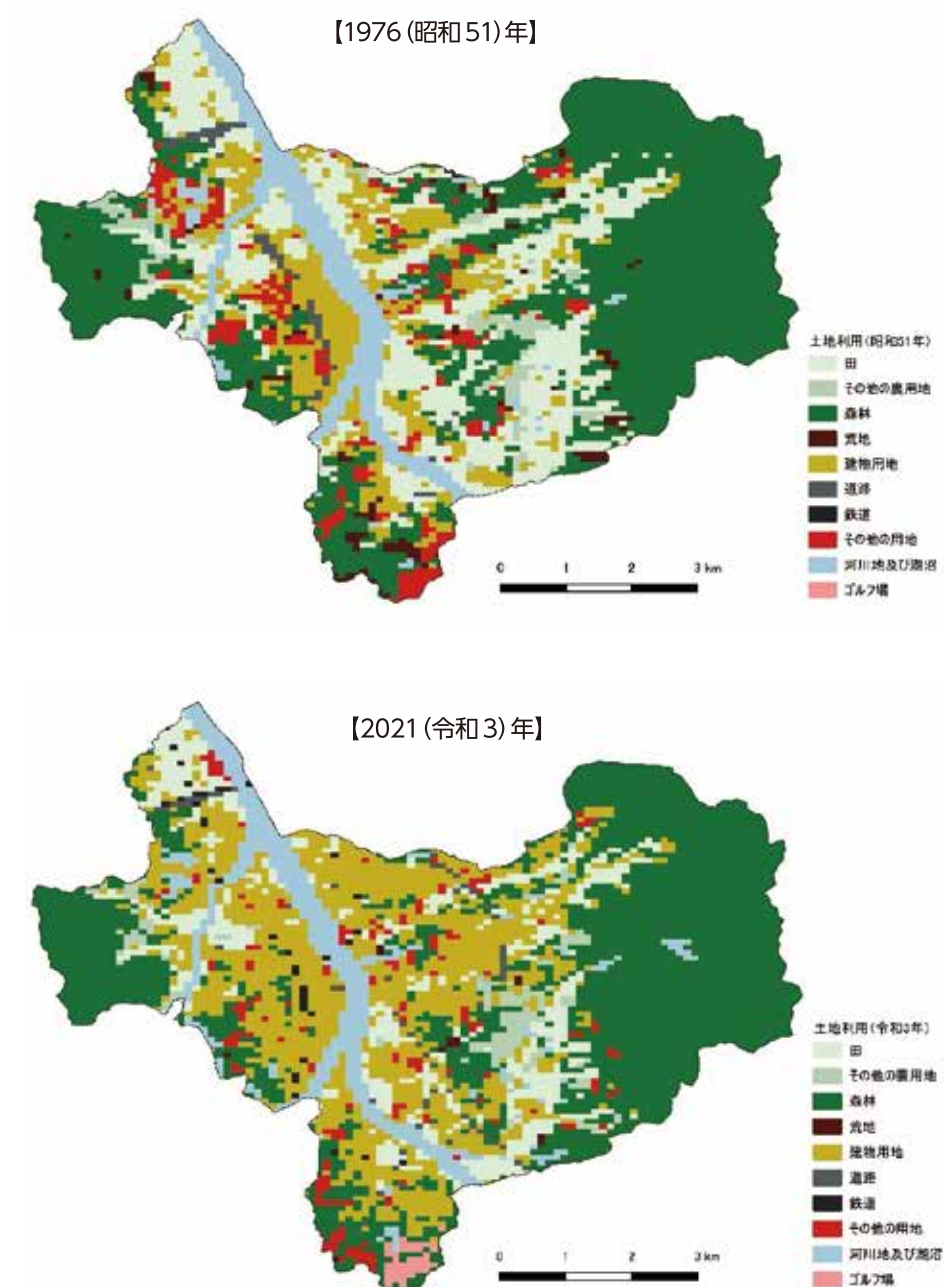
本市の土地利用の状況を見ると、宅地の割合が最も多く、次いで山林、田となっています。また、宅地は経年で増加傾向にあります。

図表 2-6 土地利用の推移



資料) 直方市「統計直方」

図表 2-7 土地利用分布

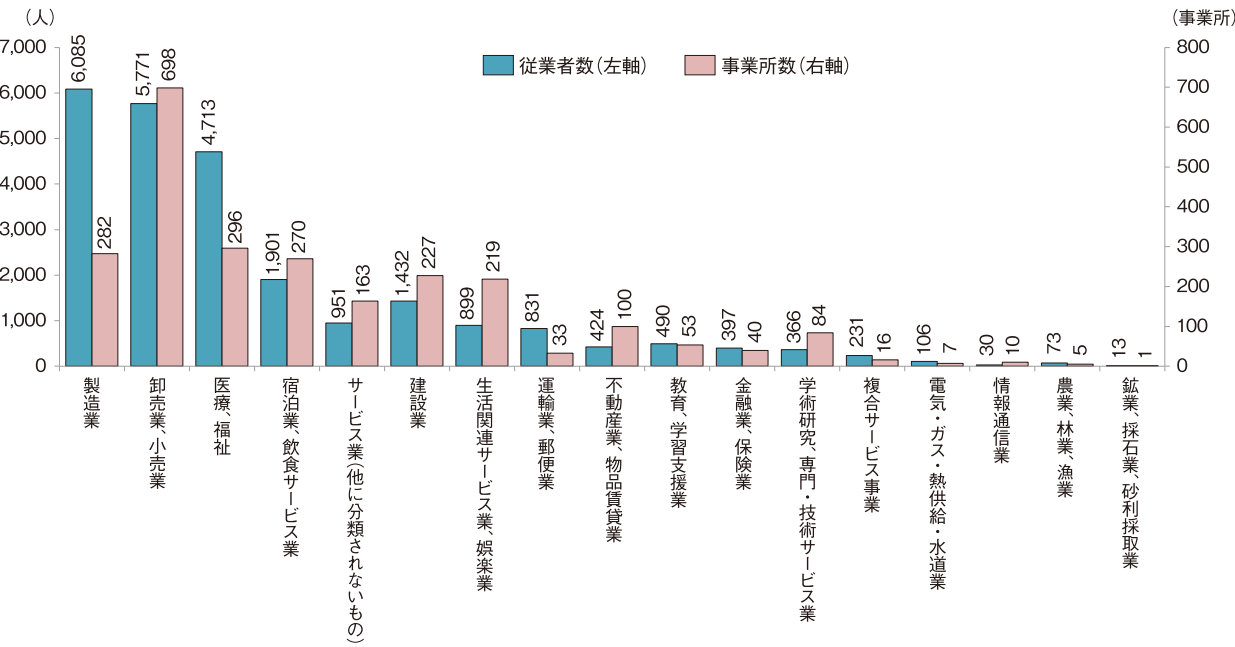


資料) 国土交通省国土数値情報ダウンロードサイトを元に作成 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-a.html>

4. 産業

本市の産業の特徴をみると、従業者数については製造業、卸売業・小売業、医療・福祉の順に多くなっています。一方、事業所数は卸売業・小売業、医療・福祉、製造業の順に多くなっています。

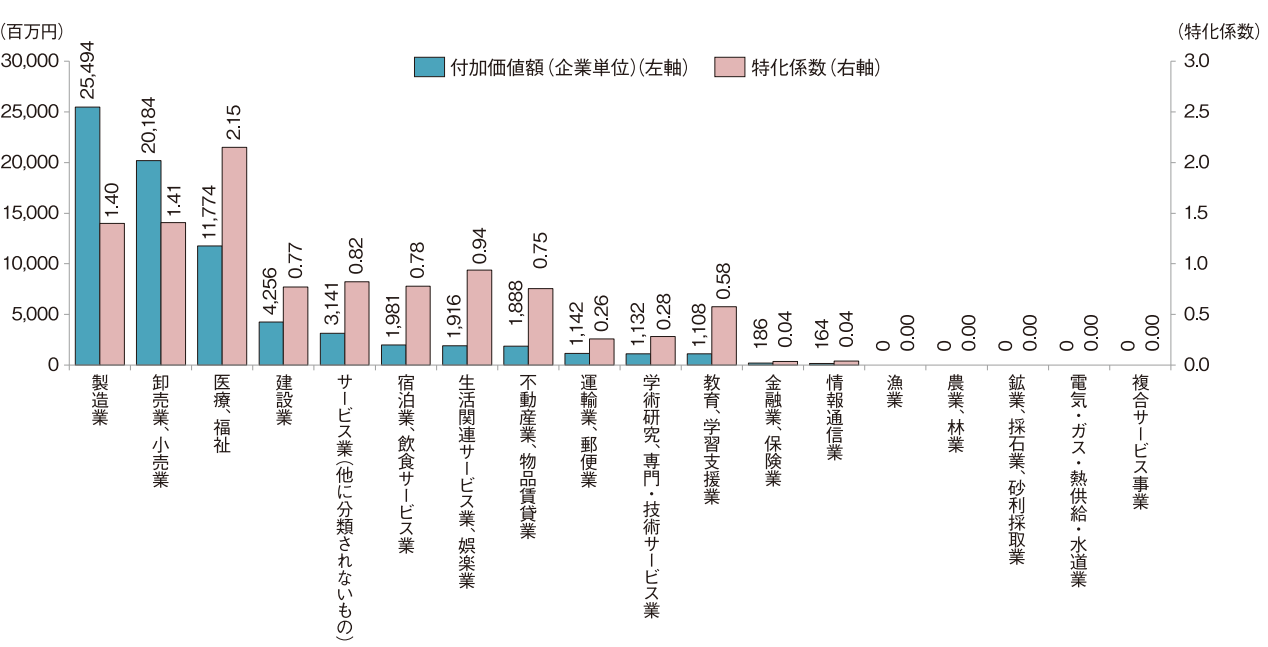
図表 2-8 産業大分類別 事業所数・従業者数 (2021(令和3) 年)



資料) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

また、産業分類別の特化係数を用いて、本市と全国の産業構造を比較してみると、付加価値額については、医療・福祉が 2.15 と特化係数が高く、特徴のある産業となっています。その他、特化係数が 1 を越えている産業は、製造業 (1.40)、卸売業・小売業 (1.41) となっています。

図表 2-9 産業別付加価値額特化係数 (企業単位) (2016(平成28) 年)



注) 特化係数とは、本市のある産業の比率を全国の同産業の比率と比較したもの。1.0 を超えていれば、当該産業が全国に比べて特化している産業とされる。  
資料) 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」を元に作成

第3章 第2次環境基本計画の振り返り

1. 市民アンケート結果にみる取組みの評価

第2次計画で設定した「取組みの方向性」について、施策の満足度と今後の施策としての重要度についての結果を点数化し、4つの施策の方向性に分類しました。

「満足度」「重要度」がともに平均よりも高い施策は【維持】「重要度」は高いにもかかわらず「満足度」が低い施策は【強化】、「満足度」「重要度」がともに低い施策は施策を続けるかどうか、あるいは内容の抜本的見直しを図る【再検討】、「満足度」が高いにもかかわらず「重要度」が低いものについては、一定の施策効果があったとみなし、施策の優先順位などの【見直し】と位置づけています。

【維持】に分類されるのは自然環境や景観の形成に関連する「自然環境の活用とふれあいの場の創出」「自然環境の保全」「景観形成と公園・緑地」と、循環型社会の形成に関連する「廃棄物の適正処理」となりました。【強化】に分類されるのは、生活環境に関連する「水環境の保全」「大気環境の保全」となりました。【再検討】に分類されるのは生活環境に関連する「土壌環境の保全」、ならびに環境学習・活動に関連する「環境学習の充実」「環境保全活動の促進」、さらに地球温暖化対策に関連する「省エネルギーの推進」「再生可能エネルギー導入」となりました。【見直し】に分類されるのは、「健全な資源循環の推進」と「文化財と歴史的まちなみの保全と活用」になりました。

分類の方法

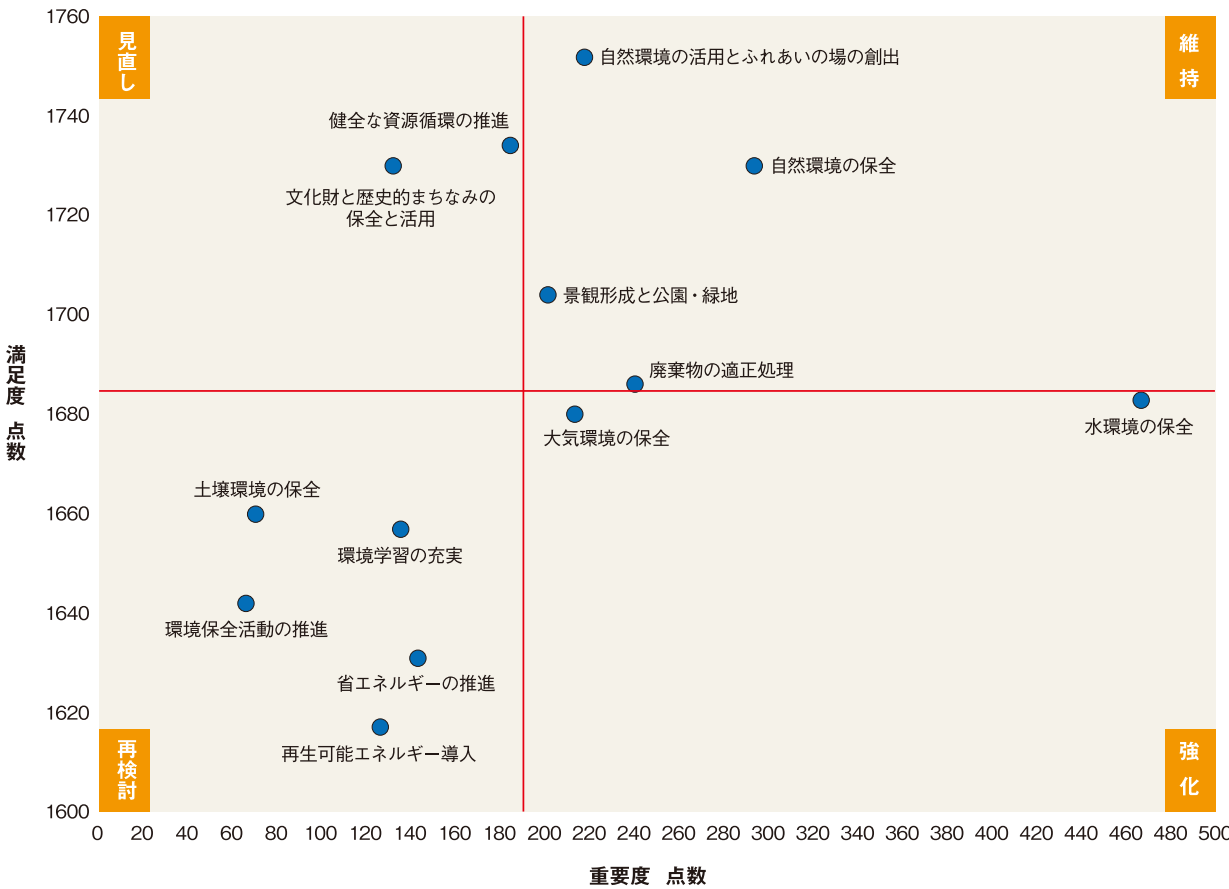
満足度の軸

「満足」5点、「やや満足」4点、「ふつう」3点、「やや不満」2点、「不満」1点とし、回答を点数による重み付けをした数値です。

重要度の軸

1位3点、2位2点、3位1点、回答を点数による重み付けした数値です。グラフの赤い線は平均値を示しています。

図表 3-1 直方市の環境施策に対する「満足度」と「重要度」の分布



注) 満足度点数の高い順

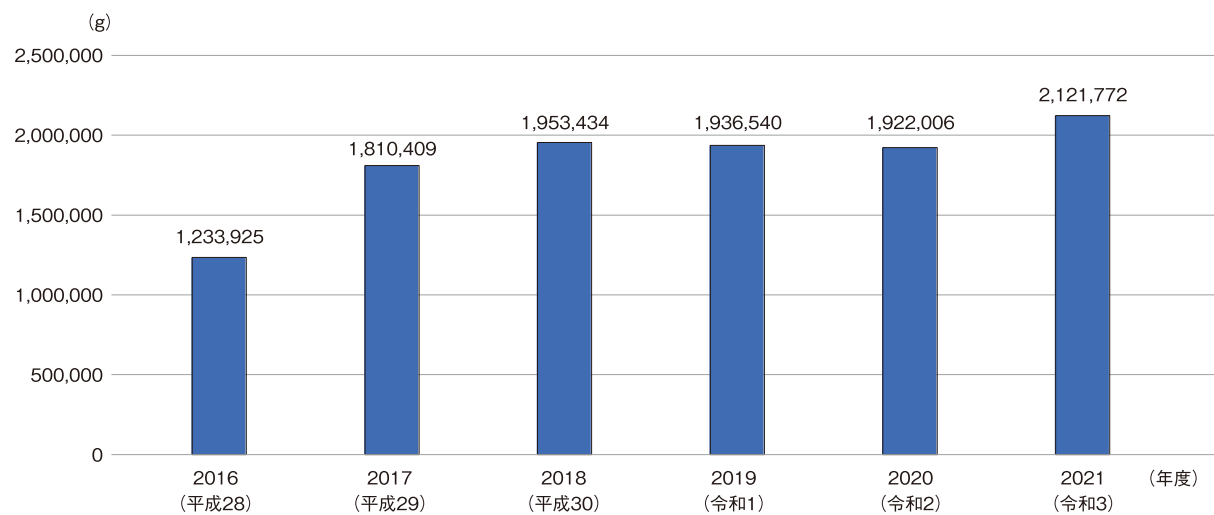
## 2. 第2次直方市環境保全行動計画 重点プロジェクトの振り返り

第2次直方市環境保全行動計画（以下、「第2次行動計画」とします。）では、直方市のよりよい環境づくりを目指し、環境保全行動計画の計画期間中に重点的に取組みを進めるプロジェクトとして、①環境学習プロジェクト（前期、後期共通）、②里地里山の保全再生プロジェクト（前期）、③循環型社会形成推進プロジェクト（後期）を実施しました。

### ① 環境学習プロジェクト

こどもたちが環境問題を「知ること」「考えること」「取り組むこと」は、これからの環境を守っていくための担い手の育成として非常に重要だと考え、小学校4年生を中心に環境学習を行ってきました。2015（平成27）年度より教育委員会と調整を行いながら、「夏休み版のおがた環境カレンダー」を作成・配布し、2016（平成28）年度から2022（令和4）年度にかけて夏休みの期間中、CO<sub>2</sub>削減に向けた取組みを行いました。毎年300人以上が取組み削減量は増加傾向にあります。また、後期には学童保育にて環境授業とSDGsのカードゲームを行い、環境についての理解を深めました。

図表 3-2 「夏休み版のおがた環境カレンダー」の取組みによるCO<sub>2</sub>削減量の推移



資料) 直方市

### ② 里地里山の保全・再生プロジェクト

「里地里山の保全・再生」を農業振興課と金剛山もととり保全協議会が連携し取り組みました。具体的には、上頓野金剛地区での保全活動や竹木の除間伐、遊歩道整備、苗木の植樹を行いました。平成30年度には、金剛山もととり保全協議会主催の直鞍広域体験プログラム「里山ガイドと楽しむ里山散策と山のご馳走ランチ」のチラシを配付し参加者を募りました。例年好評のあじさいまつりはメディアでも紹介され、多くの観光客が訪れています。このため、警備員配置や簡易トイレ設置の支援を行いました。また、自然との共生に配慮しつつ、誰もが利用しやすく自然を楽しめるように雲取山登山エリア（通称：こもれびの森）の遊歩道の整備を行い、維持管理を行ってきました。

しかし、林野庁からの助成事業である「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」が終息し、金剛山もととり保全協議会メンバーの高齢化、新たな活動団体が不在などプロジェクトの継続が困難となったため、重点プロジェクトとしての取組みは一旦中断しました。

### ③ 循環型社会形成プロジェクト

「みんなで取り組もう『ごみの減量化』はじめよう『分ければ資源・捨てればごみ』、循環型社会の形成」を行動指針として、市民・事業者・行政の連携によるごみ処理量の削減に取り組みました。事業者・市民への周知については、市報を活用した「環境だより」の発行などを行いましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、出前講座の実施件数が低迷しました。

資源拠点回収場所の増設については、自治区公民館における常設資源回収場所の設置を進めてきました。令和5年11月現在、市内12箇所への設置が済んでいます。また、直方市と民間事業者（FKエコロジー株式会社）との官民共同事業を実施し、「新聞、雑誌、ダンボール、金属・スチール缶、小型家電製品」などの資源物を持ち込める無人リサイクルシステム「ecoぴっと24」を直方中央公民館駐車場内に設置（令和5年11月20日閉鎖・令和6年3月移転予定）しました。

### 3. 第3次計画に向けた重点課題の整理

#### ① カーボンニュートラル社会の構築に向けた取組み強化

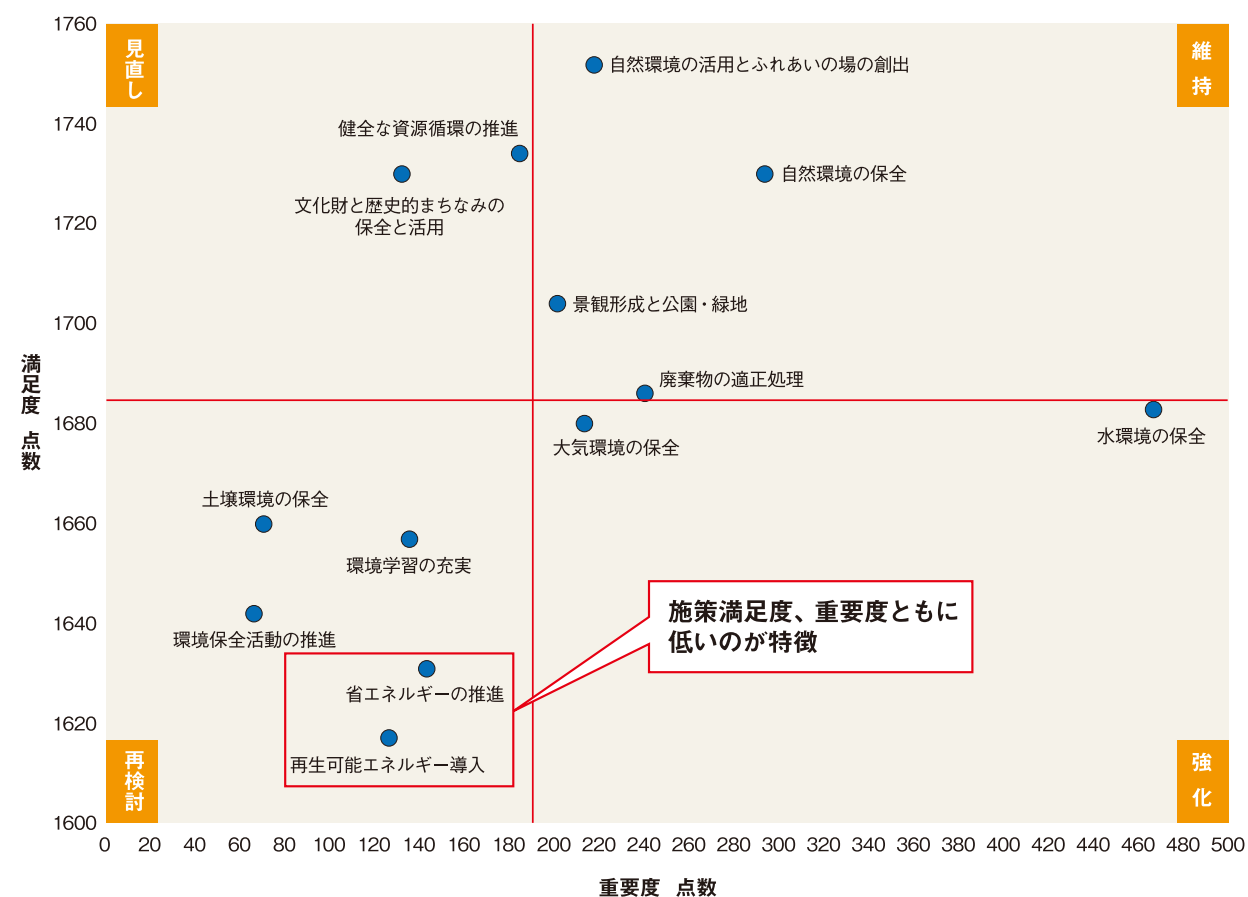
近年、地球温暖化による気候変動は世界的な環境危機として大きな課題となるなか、世界全体での脱炭素社会の構築に向けた転換となる「パリ協定」が2016(平成28)年11月に発効しました。国では、パリ協定を踏まえた「地球温暖化対策計画」(2016(平成28)年5月)、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(2019(平成31)年6月)をそれぞれ閣議決定し、2050年までに温室効果ガス80%削減に取り組むことを示しています。また、2020(令和2)年10月に我が国として「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言し、2021(令和3)年6月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正、公布され、同年10月には地球温暖化対策計画が改定されました。

本市においても、カーボンニュートラル社会の構築は重要施策と位置づけ、2022年(令和4)年2月26日に「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。第3次計画においては、ゼロカーボンシティを目指し、新たに地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定します。計画策定にあたり、市民アンケートや事業者アンケート結果から、カーボンニュートラルの取組みにおける課題が浮き彫りになっています。

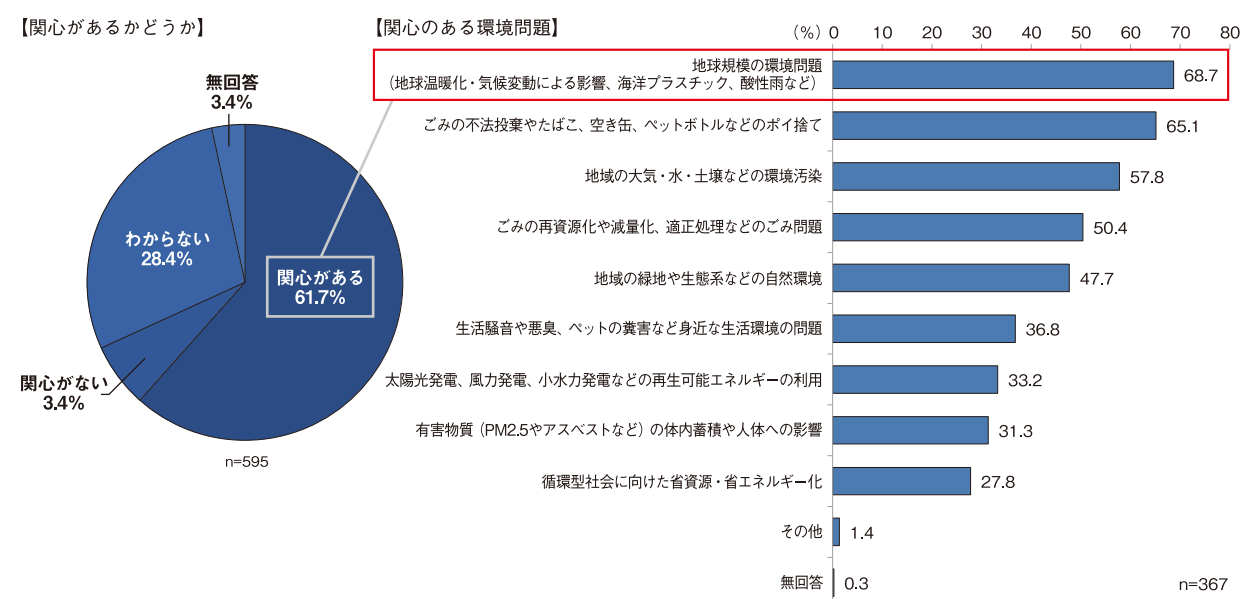
#### 1. 市民の生活・取組みに関連づいた施策実施の必要性

市民アンケート調査の結果をみると、カーボンニュートラルに関連する施策である「省エネルギーの推進」「再生可能エネルギーの導入」は、市民の満足度、重要度がいずれも低い「再検討」に分類されます。施策満足度については、「満足・不満どちらともいえない」の割合が大きく、両施策は最下位となっています。一方で、環境問題に関心のある約70%の市民が「地球規模の環境問題(地球温暖化・気候変動による影響、海洋プラスチック、酸性雨など)」に関心があると回答しています。市民の関心ごとと、施策への意識が連動していないことから、今後は、施策の内容や成果を市民に分かりやすく発信することで、施策が市民の関心ごとと結びついていることを認識してもらい、施策を市民の生活や活動に関連づけていくことが重要になります。

図表 3-3 直方市の環境施策に対する「満足度」と「重要度」の分布(再掲)



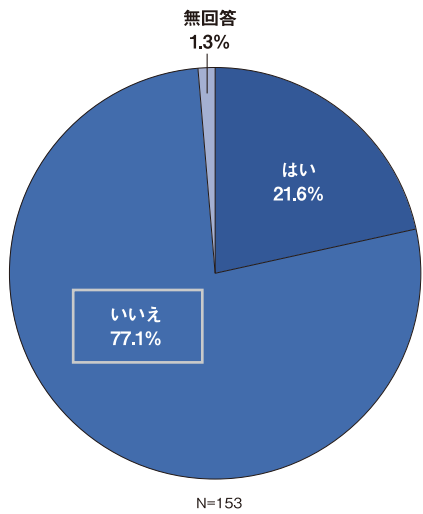
図表 3-4 環境問題への関心について



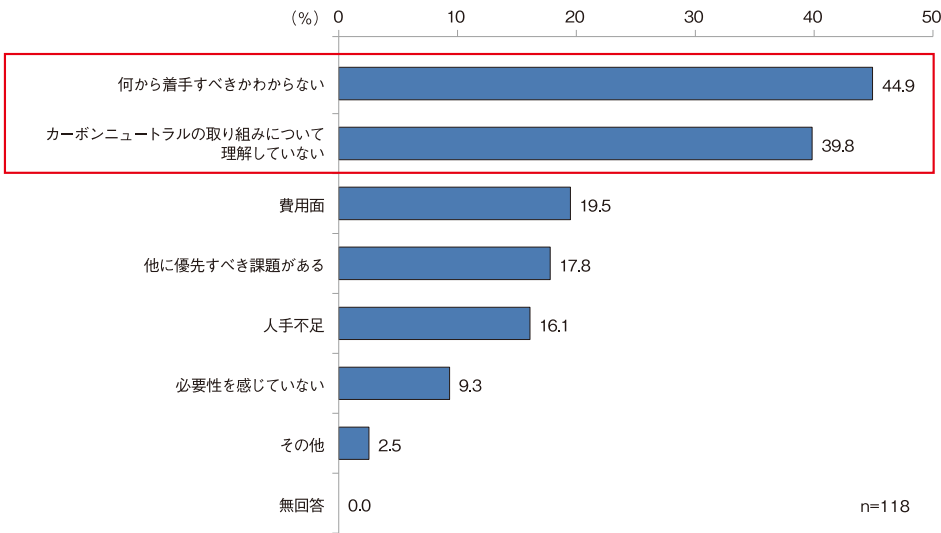
2. 事業所に対する周知活動、情報共有の強化

事業所アンケート調査の結果をみると、約8割の企業がカーボンニュートラルの取組みを行っていないことがわかりました。取り組まない主な理由は、「カーボンニュートラルへの理解・情報不足」となっていることから、今後は企業がわかりやすく情報を共有できる仕組みをつくっていく必要があります。カーボンニュートラルの取組みの柱となる省エネ、再エネの設備投資は費用がかかるため、公的補助を望む企業が多く、税制優遇など費用負担の軽減策が重視されていることがわかりました。一方、市で必要な取組みは、公的補助よりも「周知活動」「企業等への指導、支援」となっていることから、本市としてはソフト面の支援を充実し、公的補助については国や県などの関係機関と連携を図りながら、市内企業への導入を促進していくことが重要になります。

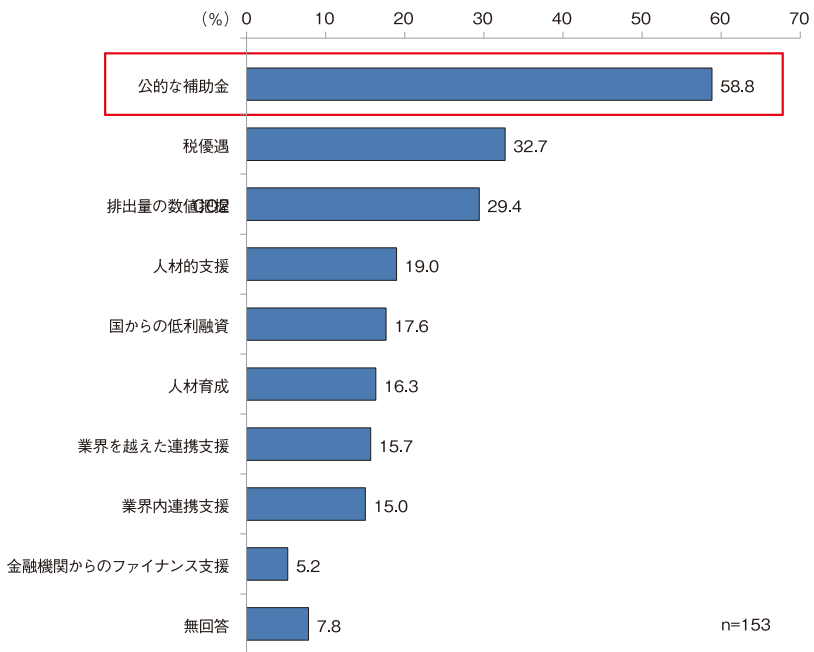
図表 3-5 自社においてカーボンニュートラルの取組みを行っているか



図表 3-6 カーボンニュートラルの取組みを行わない理由



図表 3-7 カーボンニュートラルの実現に必要なと思う支援 (3つまで)



図表 3-8 カーボンニュートラルの実現に市に必要なと思う取組み

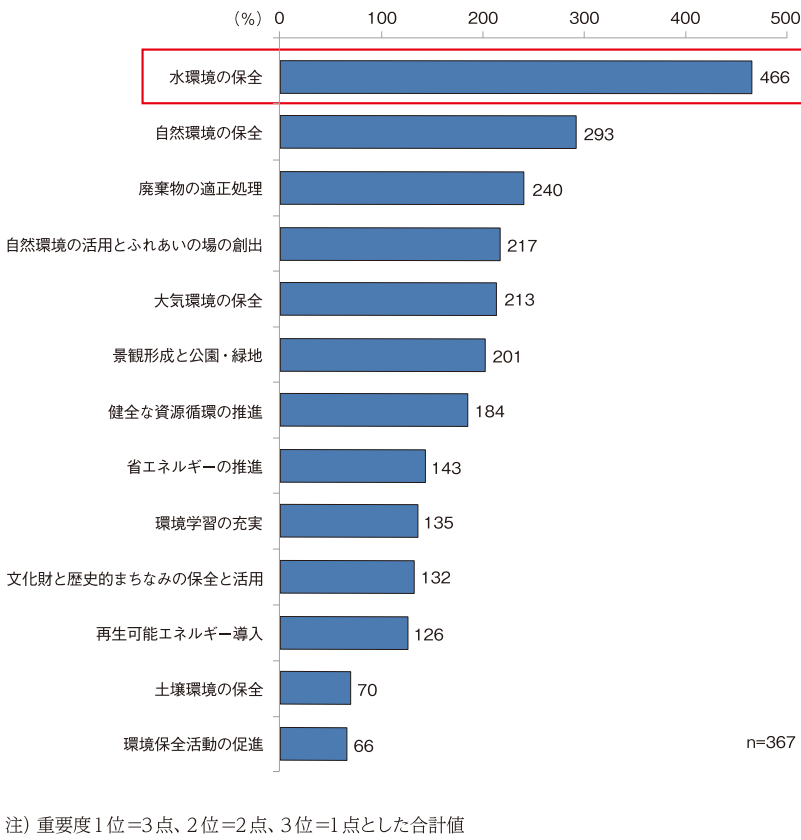
| n=39           |     |
|----------------|-----|
| 主な回答内容         | 回答数 |
| 周知活動           | 14  |
| 企業等への指導、支援     | 8   |
| 補助金等           | 7   |
| 公共交通機関・自転車利用促進 | 2   |
| 電気自動車、太陽光発電等   | 1   |
| 現状把握           | 1   |
| 市職員の取組み        | 1   |

② 水環境の維持・保全の強化

遠賀川や彦山川、犬鳴川などの水辺空間は次世代につなぐべき市の財産です。市民アンケート結果をみると、特に重要と考える市の環境関連施策の第1位は「水環境の保全」で、圧倒的に点数が高い施策となっています。また、今後改善していきたい直方市の環境として「水質」を挙げる市民が最も多いのも特徴的です。

遠賀川における市域の水質は概ね良好な状態にありますが、市民が感じる「水環境」は必ずしも良いイメージではないため、清掃活動による河川の美化や、家庭からの雑排水の処理率を高めるなど、一層の水質向上を図っていくことが重要です。

図表 3-9 特に重要と考える直方市の環境関連施策



図表 3-10 直方市の自然で最も残したいことや場所、最も改善したいことや場所(上位5位)

【最も残したいことや場所】

| 順位 | 主な内容 | 回答件数 |
|----|------|------|
| 1  | 福智山  | 51   |
| 2  | 遠賀川  | 34   |
| 3  | 自然   | 16   |
| 4  | 河川敷  | 13   |
| 5  | 公園   | 14   |
| 6  | 歴史   | 8    |
| 7  | 山    | 6    |
| 8  | 竜王峡  | 5    |
| 9  | 神社仏閣 | 5    |
| 10 | 駅    | 5    |

【最も改善したいことや場所】

| 順位 | 主な内容         | 回答件数 |
|----|--------------|------|
| 1  | 水質           | 46   |
| 2  | 不等投棄、ゴミのポイ捨て | 20   |
| 3  | 公園           | 17   |
| 4  | 道            | 15   |
| 5  | 河川、池         | 14   |
| 6  | 商店街          | 14   |
| 7  | 交通           | 11   |
| 8  | 河川敷          | 7    |
| 9  | 駅            | 5    |
| 10 | ごみの回収・分別     | 5    |

※上記の主な内容は、自由記入の項目をまとめたもの

# 第4章 基本方針

## 1. 基本理念

本市は、都市の将来像を「未来へつなぐ～ひと・まち・自然～」と定め、将来にわたり地域に愛着をもって生活できるまちづくりを目指しています。第3次計画では、特に総合計画の基本目標である「自然：豊かな自然と共生して、快適に暮らせるまちづくり」を環境面から実施していくことが求められます。

また、本市、あるいは地球全体をとりまく環境の変化は著しく、地球温暖化対策など急務の課題も多くあります。環境問題はその地域で暮らし、活動する一人ひとりが、将来を考えて行動することが非常に重要になります。そのため、第3次計画においては、第2次計画で掲げたあるべき姿「みんなで考え子ども達に伝え残す ひと・さと・しぜんの環（わ）のまち のおがた」の理念を引き継ぎつつ、市民・事業者・行政が丸となって環境保全に取り組んでいくため、「みんなで行動し未来につなぐしぜんのまちのおがた」を基本理念とします。

## 2. 環境目標

本市の基本理念を実現するために以下の環境目標を設定します。

### ① 命の営みの基盤 ～自然環境

本市は、遠賀川や彦山川、犬鳴川などの水辺の空間や、福智山麓の山々や六ヶ岳などに囲まれた自然豊かな地域です。これらの豊かな自然を保全・再生することで、心豊かに自然と共生するまちを目指します。

### ② 健康で快適な生活の基盤 ～生活環境

市民が健やかに安心して暮らしていくためには、水や大気、土壌などの環境を良好に保つことが重要です。また、市街地や河川敷などの環境美化を進め、快適な生活環境の維持を図ります。

### ③ 持続可能な社会の基盤 ～地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化による気候変動問題は、世界規模で解決する急務の課題となっています。真夏の猛暑日の増加、集中豪雨など私たちの暮らしも影響を受けています。日々の社会・経済活動は、地球温暖化の要因となる温室効果ガスの排出と深く関わっていることから、市民、事業者、行政が丸となって脱炭素社会に向けて取り組んでいきます。

### ④ 自律・協働・つながりの基盤

環境問題は社会・経済活動と密接に関連し、様々な要素がからみあって複雑化しています。環境問題の解決のためには、私たち一人ひとりが環境に関心をもち、自分のこととしてできることから着実に取り組む姿勢が求められます。そのような環境意識を醸成していくために、環境教育や学習の機会を増やし、世代や主体に関わりなく気軽に自由に活動できる地域づくりを進めます。

## 3. 施策の体系

| 環 境 目 標                                  | 行 動 方 針                                                    | 取組みの方向性                                                                                        |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅰ. 命の営みの基盤<br>～自然環境                      | ① 自然環境の保全                                                  | ● 森林の維持・保全<br>● 生物多様性、生態系の保全<br>● 自然とふれあえる場の創出・確保                                              |
|                                          | ① 水環境の保全                                                   | ● 水質改善対策の促進<br>● 河川環境の維持・保全                                                                    |
| Ⅱ. 健康で快適な生活の<br>基盤 ～生活環境                 | ② 良好な生活環境の維持・保全                                            | ● 騒音・振動の低減、大気・土壌の保全など<br>公害対策の徹底<br>● 環境負荷低減に関する啓発                                             |
|                                          | ③ 快適きれいなまちづくりの推進                                           | ● 市内美化・緑化活動の推進<br>● 関係機関と連携したパトロールの強化                                                          |
|                                          | (1) 温室効果ガスの排出量の推計、排出量の削減目標値                                |                                                                                                |
| Ⅲ. 持続可能な社会の基盤<br>～地球温暖化対策実行<br>計画（区域施策編） | ① 温室効果ガスの排出量の推移<br>② 直方市の温室効果ガス排出量の特徴<br>③ 温室効果ガス削減量の目標値設定 |                                                                                                |
|                                          | (2) カーボンニュートラルに向けた取組み                                      |                                                                                                |
|                                          | ① 市民・行政の省エネ活動・<br>再エネ導入促進                                  | ● 住宅や公共施設における省エネ設備・<br>再生可能エネルギーの導入促進<br>● 生活における省エネルギー活動の促進                                   |
|                                          | ② 企業のカーボンニュートラル促進                                          | ● 情報発信の強化<br>● 企業のCO <sub>2</sub> 排出削減に関する支援<br>● 専門家派遣による省エネの促進                               |
|                                          | ③ 循環型社会のさらなる推進                                             | ● 4Rの推進<br>Refuse(リフューズ): 断る<br>Reduce(リデュース): 減らす<br>Reuse(リユース): 再使用<br>Recycle(リサイクル): 再資源化 |
|                                          |                                                            |                                                                                                |
| Ⅳ. 自律・協働・<br>つながりの基盤                     | ① 学ぶ場・機会の創出                                                | ● 世代や興味・関心に応じた学習機会の創出<br>● 市民の自発的な環境学習活動の促進                                                    |
|                                          | ② 活動主体の多様化の促進                                              | ● あらゆる世代の環境保全活動への参加促進<br>● 市民、学校、企業などの交流促進                                                     |

## 第5章 環境基本施策

### 環境目標Ⅰ 命の営みの基盤 ～自然環境

#### 行動方針1：自然環境の保全

##### ▶ 現状と課題

本市は、市域東部の福智山周辺を中心に、北九州国定公園、筑豊県立自然公園、特定植物群落などの優れた自然環境が存在します。また、東西の山麓部分には人と自然の関わりにより成立した里地里山が分布しています。本市ではこれらの環境を生育・生息基盤として、福岡県の希少野生生物に選定されているオニバスなどの植物の生育やトノサマガエル、カゼトゲタナゴなどの動物の生息が確認されています。

一方で、管理や手入れ不足による里地里山の荒廃、竹林の侵入、特定植物群落指定ため池からのオニバス群落の消失、鳥獣被害の拡大、外来生物の侵入による希少な動植物への影響など、生態系としての質の低下が懸念されています。

本市には自然とふれあえる場所として、山間部には竜王峡のキャンプ場、福智山の登山道が整備されています。また、遠賀川では親水護岸が整備され、水辺に親しむ取組みとしてカヌー教室や自然観察会が行われています。このような取組みにより、本市の環境施策の中で「自然環境の活用とふれあいの場の創出」は最も満足度が高い項目となっています。今後も自然とふれあえる場の活用を通して、地域に愛着を持ってもらうとともに、自然の維持・保全への意識を高めていくことが大切です。

##### ▶ 取組みの方向性

#### 1. 森林の維持・保全

豊かな森林は二酸化炭素の吸収・貯留機能や降った雨を蓄える水源涵養機能などがあります。適切な時期に伐採、植林、下刈や間伐などを行うことで、健全な森林を育て、これらの機能を高めていきます。

また、人と自然とが相互に関わることによって形成されてきた自然環境である里地里山は、生物多様性や景観や文化の基盤として重要な役割を果たしています。本市では、保存団体などとともに里山の保全活動を行ってきましたが、メンバーの高齢化などの課題を抱えています。取組みの体制についても議論を進めながら里山の保全を進めます。

#### 2. 生物多様性、生態系の保全

生物多様性の維持は、私たち人間を含めた生物が存続するための重要な基盤となっています。生物多様性や生態系の保全は、ワンヘルス<sup>※</sup>の考え方にもあるとおり、将来にわたる私たちの暮らしの基盤を守ることにつながります。本市の市域に生息する在来種や希少野生動植物について、関係機関と連携した調査・情報収集を行います。また、それらの情報を発信することで、生物多様性・生態系の保護・保全に対する意識を高めていきます。

外来生物の拡大は生態系に影響を及ぼします。外来生物対策の3原則は、「入れない」「捨てない」「広げない」です。これらを徹底するため外来生物に対する正しい情報を発信していきます。

#### 3. 自然とふれあえる場の創出・確保

現在整備されている自然とふれあえる場所の維持・保全に努めるとともに、これらの場所を自然に関する学習の場として積極的に活用していきます。

(※) 人と動物の健康及び環境の健全性はひとつのもの、すなわち「健康は一つ」であるとの概念又は理念をいう。(福岡県ワンヘルス推進基本条例より) 福岡県では全国に先駆けて令和2年12月に「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定し、直方市では令和3年10月に「ワンヘルス推進宣言」を行っている。

## 環境目標Ⅱ 健康で快適な生活の基盤～生活環境

### 行動方針 1：水環境の保全

#### ▶ 現状と課題

本市の中心部を流れる遠賀川における市域の水質（BOD化学的酸素要求量：有機物による汚れの指標）は環境基準を満たす概ね良好な状態にあります。また、市で測定を行っている河川についても基準を達成しています。今後も水質の維持・向上を図るためには、汚水の処理率を高めていくことが求められます。また、市民アンケート結果からは、市民が感じる「水環境」は必ずしも良いイメージではないことが明らかになっているため、継続して清掃活動等による河川の美化を進めることが重要です。

#### ▶ 取組みの方向性

##### 1. 水質改善対策の促進

さらなる水質向上にむけて、河川の汚濁負荷に大きな比重を占める家庭からの雑排水の処理率を高めます。引き続き、流域関連公共下水道事業、合併処理浄化槽設置整備事業などを進めます。

##### 2. 河川環境の維持・保全

本市では、団体や市民の協力により水辺などの美化活動が行われています。「美化活動に参加する人が増えている」「以前に比べて、ごみのポイ捨ては減ってきた」との声もありますが、大雨後の上流から流れてきたごみの散乱などもあるため、市民が楽しみながら参加できるようなイベントなども取り入れながら、引き続き、活動の推進により環境美化を図ります。

#### ■ 総合計画における関連成果指標

| 成果指標 (KPI) の名称 | 現 状          | 目 標           |
|----------------|--------------|---------------|
|                | 令和元年(2019)年度 | 令和12年(2030)年度 |
| 河川の水質基準達成率     | 100% (全9箇所)  | 100% 達成維持     |

| 成果指標 (KPI) の名称 | 現 状          | 目 標           |
|----------------|--------------|---------------|
|                | 令和元年(2019)年度 | 令和12年(2030)年度 |
| 汚水処理人口普及率      | 70.6%        | 78.7%         |

### 行動方針 2：良好な生活環境の維持・保全

#### ▶ 現状と課題

本市における大気環境は、一時に光化学オキシダントが環境基準を超過する状況が見られますが概ね良好な状態です。しかし、市民からの公害苦情の件数は経年で大気に関するものが最も多くなっています。以前よりも減っていますが、野焼きが現在も行われていることが主な要因です。

#### ▶ 取組みの方向性

##### 1. 騒音・振動の低減、大気・土壌の保全など公害対策の徹底

騒音・振動の低減、大気・土壌の保全に関しては、関係機関と連携しながら各法律に基づいて指定された地域で規制基準が遵守されているか監視と指導を行います。

##### 2. 環境負荷低減に関する啓発

苦情の要因は野焼きによるものが多くなっていますが、その他の苦情についても、制度に関する知識不足や環境負荷低減への意識の低さなどが要因で発生することがあります。そのため、制度や環境負荷低減に関する理解を促進するための啓発を行います。

### 行動方針 3：快適きれいなまちづくりの推進

市民アンケート結果では、市民の環境に関するモラルについて満足度が低く、今後改善したいこととして「水質」の次に「不法投棄やごみのポイ捨て」を挙げる人が多く見られました。モラルの改善や市内の美化は今後改善すべき課題となっています。

#### ▶ 取組みの方向性

##### 1. 市内美化・緑化活動の推進

快適な生活を送るためには、まちの美しい景観をつくっていくことが重要です。河川敷の清掃活動では市民やボランティア団体に加え、多くの事業者にも参加してもらうなど取組みが広がっていますが、今後も活動を進めていきます。

##### 2. 関係機関と連携したパトロールの強化

不法投棄は、景観や水質・土壌など生活環境の悪化につながります。そのため、発生の多い箇所への啓発の看板設置などにより、不法投棄をしにくい環境づくりを進めます。また、市民から情報提供を求めるとともに、見回り、監視、指導を強化していきます。

## 環境目標Ⅲ 持続可能な社会の基盤 ～地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

環境目標Ⅲは、温室効果ガスの排出削減に向けた、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」とします。）と位置づけます。区域施策編は、本市域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画です。計画では、計画期間に達成すべき目標を設定し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制など、循環型社会形成等の分野での取組みを定めます。

### ① 温室効果ガスの排出量の推計、排出量の削減目標値

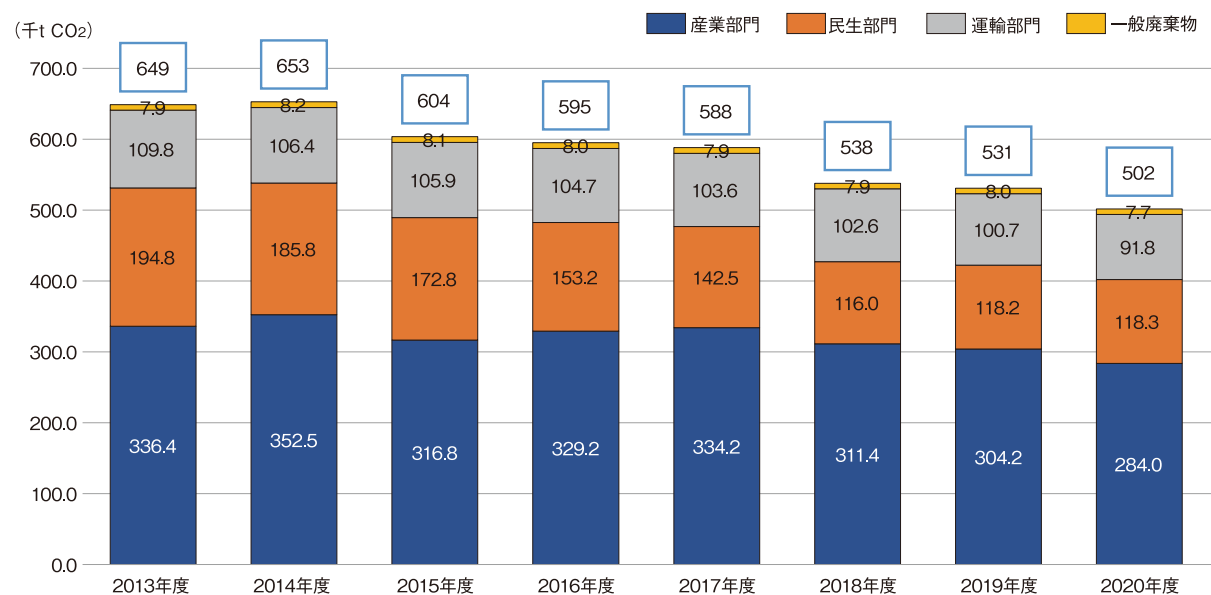
本市における温室効果ガスの排出量の推計ならびに排出量の削減目標値の設定は、2023（令和5）年3月に環境省が取りまとめた「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（以下、「算定マニュアル」とします。）に基づいて行いました。

また、国や県の動向を踏まえ、中期目標として2030年度の削減目標値ならびに長期目標として2050年度の削減目標値を設定しました。本市が対象とする温室効果ガスは、算定マニュアルで、市町村において特に把握が望まれるエネルギー起源のCO<sub>2</sub>（鉄道、船舶を除く。）ならびに、非エネルギー起源のCO<sub>2</sub>（一般廃棄物焼却処分）とします。

### 1. 温室効果ガス排出量の推移

本市のCO<sub>2</sub>の排出量の推移をみると、排出総量は経年で減少しています。部門別では、基準年である2013（平成25）年度と2020（令和2）年度を比較すると全ての部門で減少していますが、民生部門においては2019（令和元）年度・2020（令和2）年度は若干増加傾向にあります。

図表 5-1 本市の温室効果ガスの排出量推移

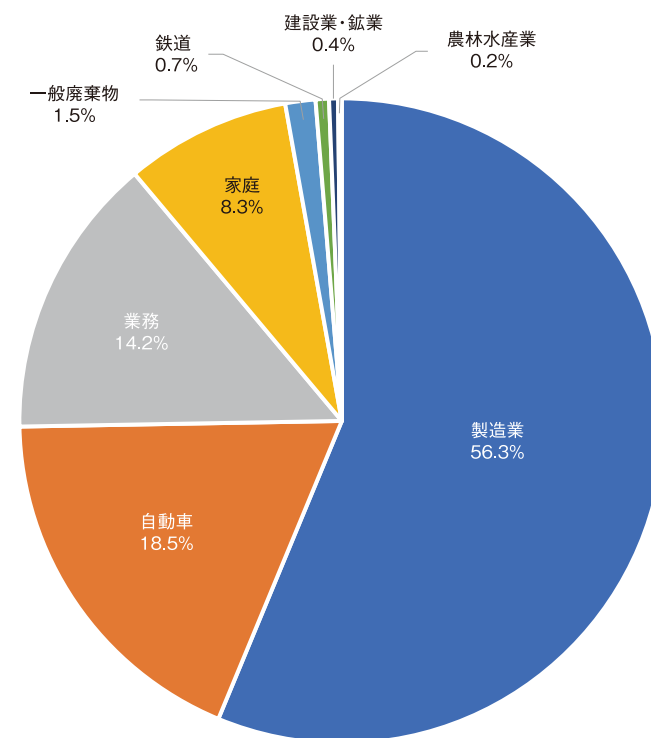


注）「標準的手法」（全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法）による部門別CO<sub>2</sub>排出量の現況推計値データ。  
資料）環境省「部門別CO<sub>2</sub>排出量の現況推計」

### 2. 直方市の温室効果ガス排出量の特徴

本市の2020年度の温室効果ガス排出量をみると、製造業が56.3%と圧倒的に多く、次いで自動車が18.5%、業務が14.2%となっています。

図表 5-2 部門別温室効果ガス排出量（2020（令和2）年度）



注）「標準的手法」（全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法）による部門別CO<sub>2</sub>排出量の現況推計値データ。  
四捨五入により割合の合計が99.9%となっている。  
資料）環境省「部門別CO<sub>2</sub>排出量の現況推計」  
自動車：旅客自動車、貨物自動車  
業 務：第三次産業に属する企業等の事業所内部のエネルギー消費

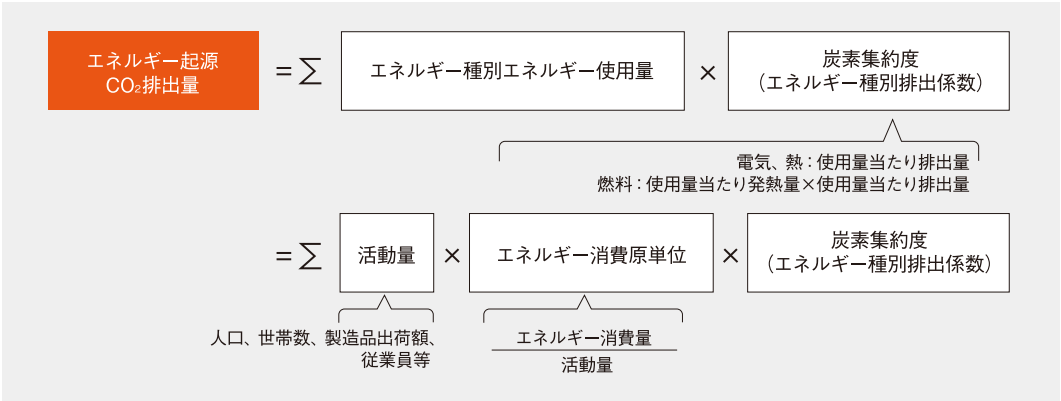
温室効果ガスの排出量の推計方法

① エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量

温室効果ガスの排出量の推計にあたっては、区域内でのエネルギー使用量実績値の把握は困難であるため、算定マニュアルにおける市町村の標準的手法を用います。

標準的手法とは、全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量(世帯数、製造品出荷額、従業者数等)で按分する方法で、産業部門、業務その他部門、家庭部門については都道府県按分法、運輸部門については全国按分法が用いられます。エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量は、図5-3で示すように部門別のエネルギー消費原単位を求め、区域の活動量とエネルギー種別の排出係数を乗じて求めます。なお、標準的手法による市町村別の推計結果は、環境省が毎年度公表しています。

図表 5-3 エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の算定式



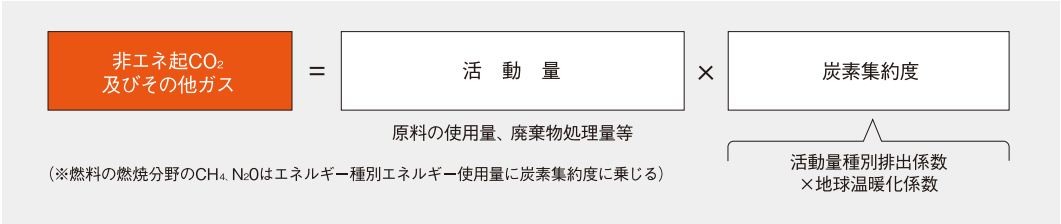
資料) 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）令和5年3月」

② エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出量

エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出量については、中核市以外の市町村で特に把握の望まれる「一般廃棄物の焼却処分の非エネルギー起源CO<sub>2</sub>」を対象としています。

排出量は、図5-4で示すように活動量(一般廃棄物処理量)に活動量別の排出係数を乗じて求めます。

図表 5-4 エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出量の算定式



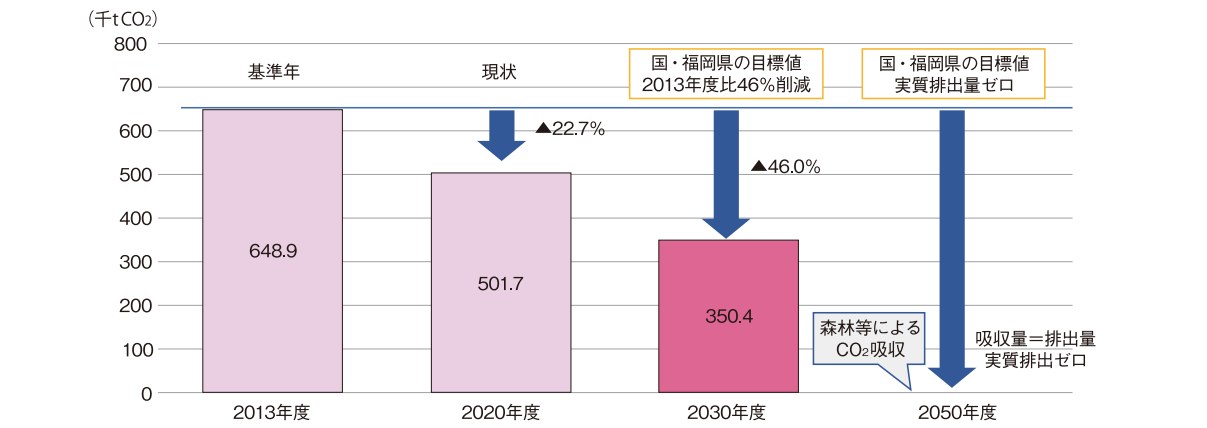
資料) 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）令和5年3月」

3. 温室効果ガス削減量の目標値設定

本市では国や県の目標設定を踏まえ、2030年度における中期目標値、2050年度における長期目標値を以下のように設定します。

|             |                                                               |
|-------------|---------------------------------------------------------------|
| 2030年度 中期目標 | 2030年度における本市の温室効果ガス排出量を基準年度(2013(平成25)年度)から <b>46%削減</b> します。 |
| 2050年度 長期目標 | 2050年度に本市の温室効果ガスの <b>排出実質ゼロ</b> を目指します。                       |

図表 5-5 本市における温室効果ガス排出削減目標



図表 5-6 本市における部門別温室効果ガス排出削減イメージ

| 部 門      | 2013年度                      | 2020年度                      |                | 2030年度                      |                |
|----------|-----------------------------|-----------------------------|----------------|-----------------------------|----------------|
|          | 排出量<br>(千tCO <sub>2</sub> ) | 排出量<br>(千tCO <sub>2</sub> ) | 2013年度比<br>(%) | 排出量<br>(千tCO <sub>2</sub> ) | 2013年度比<br>(%) |
| 二酸化炭素    | 648.9                       | 501.7                       | 22.7           | 350.4                       | 46.0           |
| エネルギー起源  | 641.0                       | 494.0                       | 22.9           | 345.0                       | 46.2           |
| 家庭部門     | 89.1                        | 52.7                        | 40.9           | 36.8                        | 58.7           |
| 業務部門     | 105.6                       | 65.6                        | 37.9           | 45.8                        | 56.6           |
| 産業部門     | 336.4                       | 284.0                       | 15.6           | 198.3                       | 41.0           |
| 運輸部門     | 109.8                       | 91.8                        | 16.4           | 64.1                        | 41.6           |
| 非エネルギー起源 | 7.9                         | 7.7                         | 2.7            | 5.4                         | 32.0           |
| 一般廃棄物    | 7.9                         | 7.7                         | 2.7            | 5.4                         | 32.0           |
| 合 計      | 648.9                       | 501.7                       | 22.7           | 350.4                       | 46.0           |

注) 部門別の目標値は、2013年度比 46%減と想定した 2030 年度の総排出量(350.4 千tCO<sub>2</sub>)を、2020 年度における各部門の排出量の割合で按分した値。環境省の標準的手法による推計値を用いているため区域における排出量の推計値は、按分に用いる活動量(製造品出荷額、従業員数、人口、世帯、自動車保有台数)の増減が影響し、区域のエネルギー使用実態が平均化されるので必ずしも対策・施策の効果を反映しない場合がある。そのため、各部門での対策・施策の実施量に基づく削減値は別途設ける。

② カーボンニュートラルに向けた取組み

行動方針 1：市民・行政の省エネ活動・再エネ導入促進

▶ 現状と課題

市民アンケートの結果では、地球温暖化など世界規模の環境問題に対して市民の興味関心が高い一方、再生可能エネルギーの導入、循環型社会に向けた省資源・省エネルギー化への関心が低いという特徴があります。世界規模の環境問題も日々の生活と密接に結び付いていることの認識をさらに広め、私たちの日々の生活において意識的に省エネ活動を取り入れることや、再生可能エネルギーの導入の検討を促していくことが重要となります。

▶ 取組みの方向性

① 住宅や公共施設における省エネ設備、再生可能エネルギーの導入促進

本市では、戸建て住宅の割合が高いため、省エネ住宅への改修や太陽光発電システムの導入促進を図ります。市としては公共施設での太陽光発電の導入、公用車の更新に合わせた電気自動車の導入などを実施します。

■ 総合計画における関連成果指標

| 成果指標 (KPI) の名称               | 現 状          | 目 標           |
|------------------------------|--------------|---------------|
|                              | 令和元年(2019)年度 | 令和12年(2030)年度 |
| 公共施設における再生エネルギー設置件数(計画期間中通算) | -            | 5 件           |

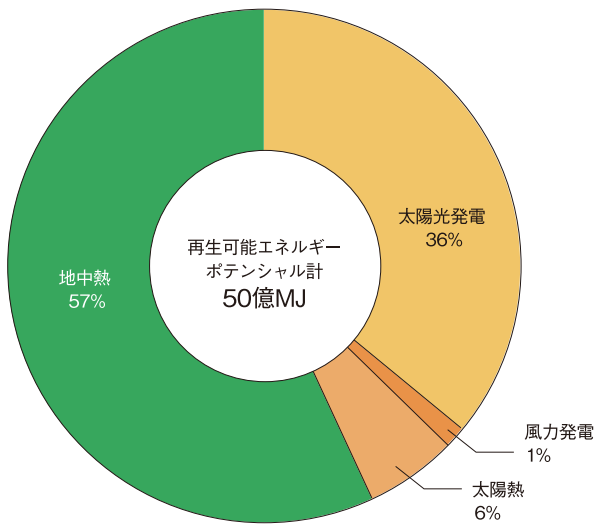
② 生活における省エネルギー活動の促進

生活における省エネルギー活動においては、国民運動である「COOL CHOICE」を推進します。「COOL CHOICE」とは、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出量削減のために脱炭素社会づくりに貢献する「賢い選択」を様々な場面で実施する取組みです。市民一人ひとりの賢い選択を重ねることで、排出量の削減につながります。生活の場面に合わせてどのような選択をすれば良いのか、様々な情報を集約してわかりやすく市民に発信するとともに、賢い購買行動にもつながるような支援策を講じることで市民の取組みを促します。

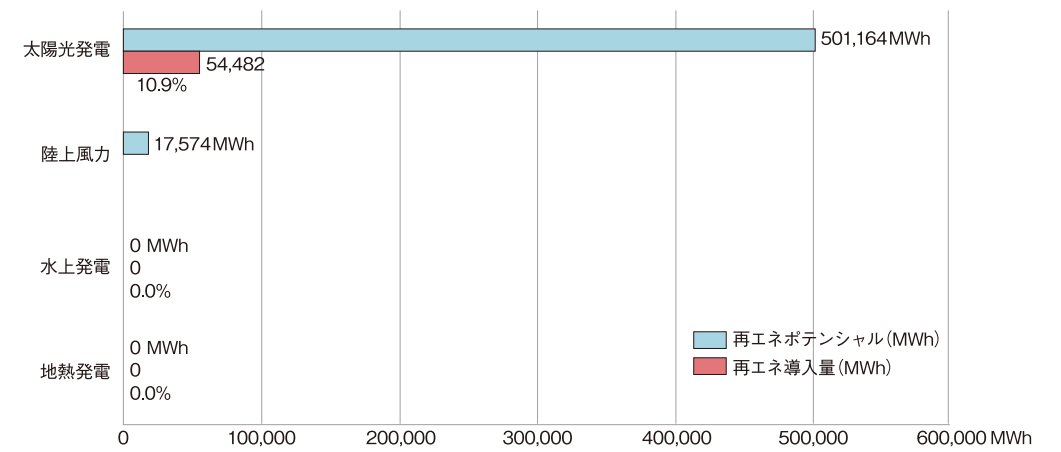
直方市の再エネポテンシャル（環境省「自治体排出カルテ」より）

環境省の自治体排出カルテによる、本市の再生可能エネルギーのポテンシャルは50億MJ（メガジュール）で、うち、地中熱が57%と最も多く、次いで太陽光発電が36%となっています。地中熱については一般的な普及には至っていないため、本市においては、太陽光発電の設置を促進していきます。現在、太陽光発電導入量は、ポテンシャルに対して1割程度となっています。

区域内の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル（2022（令和4）年度）



区域内の再エネ導入ポテンシャルと再エネ導入量（電力）（2022（令和4）年度）



資料) 環境省自治体カルテ

## 行動方針 2：企業のカーボンニュートラル促進

### ▶ 現状と課題

本市の温室効果ガスの排出量は製造業が最も多くを占めています。特に鉄工業や金属加工業でのエネルギー消費量が大きく、製造過程でのCO<sub>2</sub>削減のためには大規模な設備投資も必要となります。これらの投資については、国や県の施策メニューを活用しながら進めていくことも想定されます。

事業所アンケート調査の結果をみると、約8割の企業がカーボンニュートラルの取組みを行っていないことがわかりました。取組まない主な理由は、「カーボンニュートラルへの理解・情報不足」となっていることから、まずは企業がわかりやすく情報を共有できる仕組みをつくっていく必要があります。また、市内企業が求める市の取組みは、「周知活動」「企業等への指導、支援」となっていることから、本市としてはソフト面の支援を充実し、公的補助については国や県などの関係機関と連携を図りながら、市内企業への設備等の導入を促進していきます。

### ▶ 取組みの方向性

#### ① 情報発信の強化

市内企業がカーボンニュートラルの取組みを行わない理由が「理解・情報不足」であることから、まずは省エネ関連等の情報を発信することで取組みを促します。また、先進的な取組み事例の情報を発信することで、企業にとって参考となる情報の共有を図ります。

#### ② 企業のCO<sub>2</sub>排出削減に関する支援

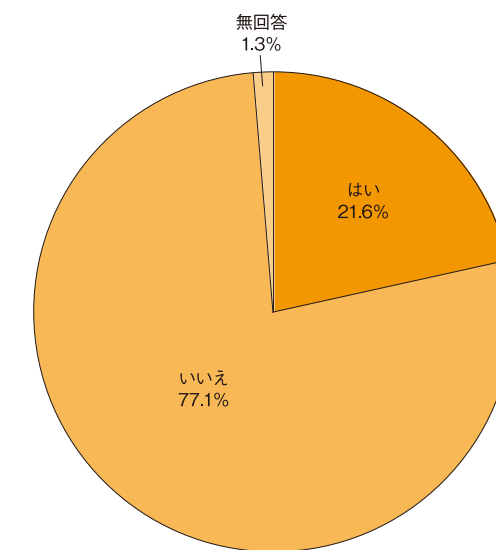
企業アンケートにおいて、カーボンニュートラルの実現に必要な支援として圧倒的に多かったのが「公的な補助金」でした。特に、製造業では大型の設備投資が必要になる場合もあり、設備投資に係る支援が必要とされています。設備投資に係る支援については国や県など関係機関の支援を紹介しながら、市としても連携して支援を行うことで設備導入を促進します。また、単なる設備投資のみではなく、企業全体として脱炭素に向けた取組みを総合的に実施していくような場合についても、事例紹介などの情報発信にとどまらない支援についても検討していきます。

#### ③ 専門家派遣による省エネの促進

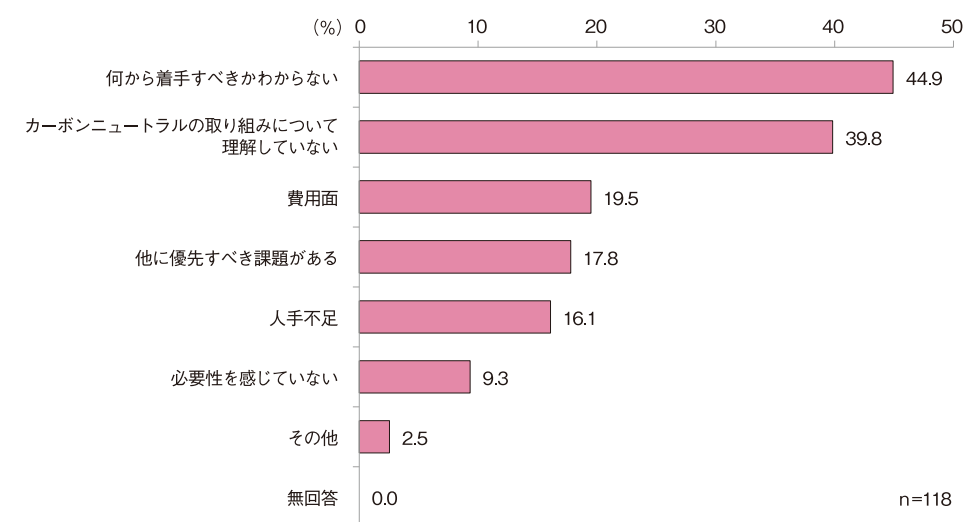
企業アンケートにおいて、カーボンニュートラルの実現に必要な支援として、「公的な補助金」などの資金的な支援の他に多かった意見として、「CO<sub>2</sub>排出量の数値把握」「人材的支援」「人材育成」でした。このことから、まずは現状を把握したいというニーズや、専門人材の不足によりなかなかカーボンニュートラルに踏み込むことができないという悩みがあることがうかがえます。そのため、市としては関係機関と連携しながら、現状把握を促進するための支援や省エネルギーなど脱炭素に関する専門家を活用することで企業のマンパワー不足を緩和するための支援を行います。

### 【事業所の取組み状況】

カーボンニュートラルの取組みを行っていますか？



取組みを行っていない理由



資料) 事業者アンケート調査結果 (令和4年度)

## カーボンニュートラルに向けて各プレイヤーができること

2050 年までの二酸化炭素実質排出量ゼロに向けて、市民、事業者、行政それぞれの立場で取り組めることを以下にまとめました。このような取組みを各プレイヤーが少しずつ実現していくことで、小さな力が集まり大きな力となって市全体での取組みへと発展していくことが期待できます。

### 市民ができること

#### エネルギーの節約

- 節電（不要な照明の消灯、待機電力の削減等）
- 照明のLED化など省エネ家電の購入

#### CO<sub>2</sub>排出量の少ない交通手段の利用

- スマートムーブ（徒歩、自転車や公共交通機関等自家用自動車以外の手段）の選択
- エコドライブ（燃費の把握、急発進の回避、一定速度の維持など）
- 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）の購入

#### 住宅の省エネ・再エネ化

- 太陽光パネルの設置
- 窓や壁などの断熱リフォーム
- ZEH住宅の導入

### 企業ができること

#### エネルギーの見える化

- CO<sub>2</sub>排出量の見える化
- 専門家による省エネルギー診断
- エネルギーマネジメントシステムの導入

#### 設備の電化

- 電気自動車の購入、充電スポットの設置
- 各種設備の電化

#### エネルギーの節約

- 節電（不要な照明の消灯、待機電力の削減等）
- 照明のLED化、空調等の更新

#### 再生可能エネルギーの導入

- 太陽光発電設備の導入（建屋・敷地）
- 再エネ電力の購入

ZEH：住宅の高断熱化、高効率設備により消費エネルギーを減らし、太陽光パネルにより再生可能エネルギーをつくることで、年間のエネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅

## カーボンニュートラルに向けて各プレイヤーができること

### 行政ができること

#### エネルギーの節約

- 節電（不要な照明の消灯、待機電力の削減等）
- 庁内の階段利用
- 照明のLED化、空調の更新

#### 公共施設の省エネ化、電化

- 公用車の電化、充電スポットの設置

#### 再生可能エネルギーの導入

- 太陽光発電設備の導入（建屋・敷地）
- 再エネ電力の購入

#### 市民や企業への情報発信

- 市民、企業向けの省エネ等に関する情報発信
- 国や県の各種支援の情報発信

### ライフスタイルを脱炭素化するための取組み例



資料) 環境省「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

## 行動方針 3：循環型社会のさらなる推進

### ▶ 現状と課題

本市におけるごみの総排出量は、2014(平成26)年をピークに減少傾向にあり、1人あたりのごみ排出量は経年で福岡県の平均を下回っていますが、一方でリサイクル率についても年々減少傾向にあります。廃棄物の問題については、ごみ処理の過程を通して、燃料消費や二酸化炭素排出による環境負荷が懸念されており、適正処理に加え、循環型社会の形成、地球温暖化対策の観点から、4Rの推進（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）が重要視されるようになっていきます。

### ▶ 取組みの方向性

#### ① 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進

取組みの根幹となる循環型社会形成推進基本法では、国・地方公共団体（市）・事業者・国民（市民）それぞれの責務（役割）が明記されており、地方公共団体においては市民が循環型社会形成に取り組むことができるよう適切な措置を講じることが求められています。

本市では、2022(令和4)年より自治公民館による常設資源回収場所を設置し、再生可能な資源の回収を行っています。今後も順次設置場所を増やし、できるだけ多くの市民が利用できる環境を整えます。

また、資源拠点回収場所の利用状況については、利用している市民が35%である一方、拠点があることを知らない市民が25%いることを踏まえて、広報誌やSNSなど様々な媒体を活用し、資源回収に関する情報の発信を多面的に行います。

また、30・10運動※の推進など食品ロスを減らすための取組みも行います。

#### ■ 総合計画における関連成果指標

| 成果指標 (KPI) の名称 | 現 状          | 目 標           |
|----------------|--------------|---------------|
|                | 令和元年(2019)年度 | 令和12年(2030)年度 |
| ごみのリサイクル率      | 11.0%        | 15.0%         |
| 一人あたりのごみ排出量    | 943g / 人・日   | 895g / 人・日    |



市内の常設資源回収場所

(※) 宴会の最初の30分間と終了前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼びかける食品ロスを減らすための取組み。

## 環境目標Ⅳ ▶ 自律・協働・つながりの基盤

### 行動方針 1：学ぶ場・機会の創出

#### ▶ 現状と課題

本市には、中央公民館をはじめ、ユメニティのおがた、図書館、歳時館、美術館、遠賀川水辺館など、学びに関連した施設が充実しています。これまでも出前授業などによって環境学習の機会を提供していますが、市民アンケートを見ると、市の環境施策のなかで「環境学習の充実」については、満足度・重要度ともに低い結果となっています。満足度については「どちらともいえない」と答えた層が約7割を占めていることを踏まえると、学習についての市民の興味関心が薄いことが考えられます。一方で、環境問題に関心を持っている市民は約6割と半数を超えており、提供して欲しい情報としては「暮らしの中で環境保全に役立つ工夫や行動について」の割合が最も多かったことから、日々の生活に関連した内容の講座などを積極的に提供していくことも重要です。

#### ▶ 取組みの方向性

#### 1. 世代や興味・関心に応じた学習機会の創出

環境問題は、日常生活に密着したものから、地球温暖化対策や生物多様性保全など世界レベルの内容まで幅広いことが特徴です。価値観やライフスタイルが多様化している現在、個々人の興味・関心も多様化しています。そのため、幅広いテーマ・内容での学習機会を市民に提供していきます。また、2006(平成18)年改正の教育基本法、2007(平成19)年改正の学校教育法において、環境教育は、学校教育の目標の1つとして位置づけられていることから、自然体験やワークショップなど、関係団体と連携した環境学習を実施します。

#### 2. 市民の自発的な環境学習活動の促進

幅広い環境問題に対応していくためには、市民が自ら考え行動していくことが非常に重要となります。それぞれの興味・関心に応じて、自発的な環境学習が行えるよう、市の生涯学習施設の維持、効果的な情報発信など、行政が活動に対する側面的な支援を充実していきます。

#### ■ 総合計画における関連成果指標

| 成果指標 (KPI) の名称                                | 現 状          | 目 標           |
|-----------------------------------------------|--------------|---------------|
|                                               | 令和元年(2019)年度 | 令和12年(2030)年度 |
| 環境啓発事業の実施回数(年間)<br>(保育所、幼稚園、小中学校、学童保育、各種団体など) | 63 回         | 75 回          |

### 行動方針 2：活動主体の多様化の促進

#### ▶ 現状と課題

環境問題の解決に向けては、実際に地域で活動する人を増やしていくことが重要です。しかし、市民アンケート結果を見ると、「ごみの出し方を守る」「買い物袋を持参する」など行動は、日常生活での取組みにほとんどの人が実施していますが、環境美化活動、環境保護活動など地域での取組みになると活動する人は少なくなっています。一方、実際に参加している人も含め、活動への参加意思を持っている人は約8割も占めます。若い世代ほど参加経験は少ないですが、多様化するライフスタイルに合わせて、活動の時期や時間、活動の内容を調整すれば参加する人が増える可能性はあるといえます。

#### ▶ 取組みの方向性

#### 1. あらゆる世代の環境保全活動への参加促進

環境活動に関しては、参加意欲は持ちながらも実際の行動に移せていない層が多いことが分かっています。そのような層の参加を促すために、初めの1歩を気軽に踏み出せるような情報交換の場の創設や、スポーツやゲーム感覚で参加できるイベントを開催するなど、参加の窓口を広げていきます。

#### 2. 市民、学校、企業などの交流促進

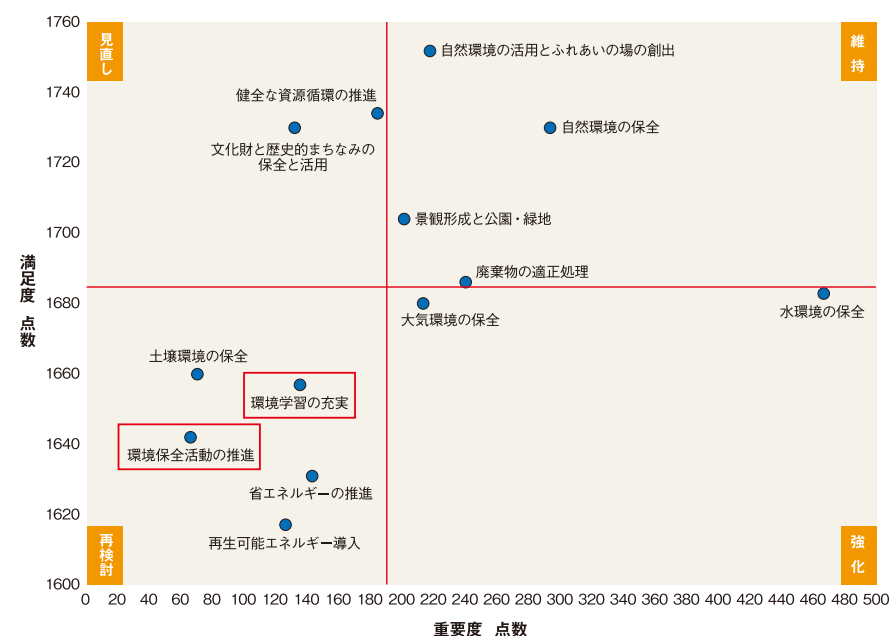
地域活動を牽引する人材の高齢化など、地域活動の維持が重要な課題となっています。市民、企業、環境団体、学校、行政など各主体の交流を促進し、相互に関わることで場面に応じてそれぞれが連携できる体制づくりを促します。



遠賀川清掃活動の様子

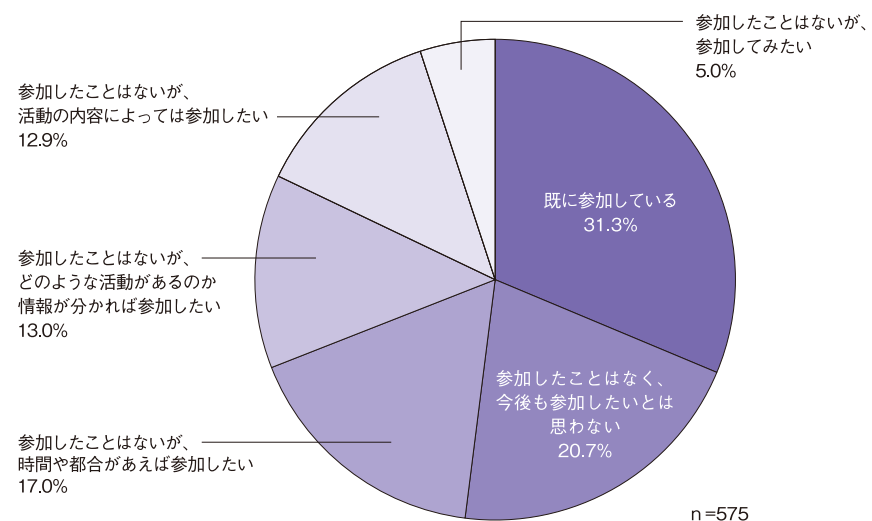
【市民の環境学習や活動に対する意識】

環境学習、環境保全活動に関する施策の満足度・重要度(再掲)



資料) 市民アンケート調査結果(令和4年度)

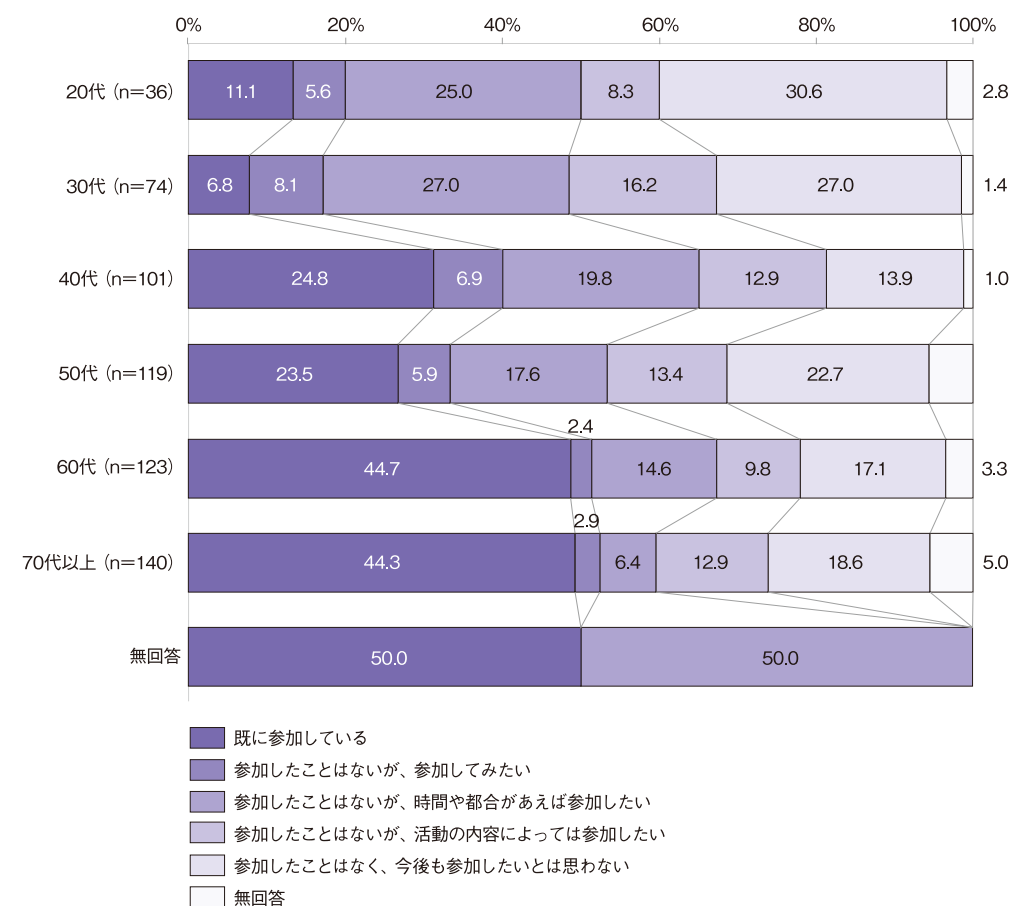
環境活動への参加状況【全体】



資料) 市民アンケート調査結果(令和4年度)

【市民の環境学習や活動に対する意識】

環境活動への参加状況【年代別】



資料) 市民アンケート調査結果(令和4年度)

## 第6章 計画の推進体制

### 1. それぞれの役割

本市のあるべき姿を実現するため、市民・事業者・行政は共通の認識、意識を持ってそれぞれの役割を果たし、環境問題に協働して取り組む必要があります。

#### (1) 市 民

環境に対する意識を高め、できることから積極的に環境に配慮した取り組みを実施します。

#### (2) 事業者

環境に対する意識を高め、環境に負荷のかからない商品やサービスを取り入れるなどの事業活動を実施します。

#### (3) 行 政

行政は、率先して環境に配慮した取り組みを実施します。

### 2. 行動計画の策定

第3次計画を着実に推進するための実施計画として、環境保全行動計画を策定します。環境保全行動計画には、本市の環境像、環境目標を実現するための行政施策・事業の具体的内容や担当課、実施時期を示すとともに、市民や事業者に取り組んでほしい行動を記載します。また、特に推進すべき取り組みを重点プロジェクトとして設定します。

### 3. 推進体制

#### (1) 推進組織

第3次計画の取り組みを着実に実行し目標を達成するため、市民、事業者、行政が協働した推進体制で施策に取り組みます。

##### ① 庁内組織

＜直方市環境推進委員会＞（直方市環境推進委員会設置要綱に基づく組織）

直方市環境推進委員会は、庁内関係各課で構成し、環境基本計画及びそれを実施するための行動計画（＝環境保全行動計画）の策定、進行管理等を行うための組織です。環境基本計画策定時にその内容を協議・調整するとともに、行動計画を策定し、その進捗状況をとりまとめます。また、外部評価の結果を受けた見直しを行う場合は、検討・調整を行います。

##### ② 協働の体制

＜市民、事業者とのパートナーシップ＞

本市内では、個人から団体まで、様々な環境活動が行われています。こうした地域の環境活動への参加の促進や環境情報の共有化などを通じて、市民・事業者・行政の協働体制を強化し、効果的かつ効率的に取り組みを進めていきます。

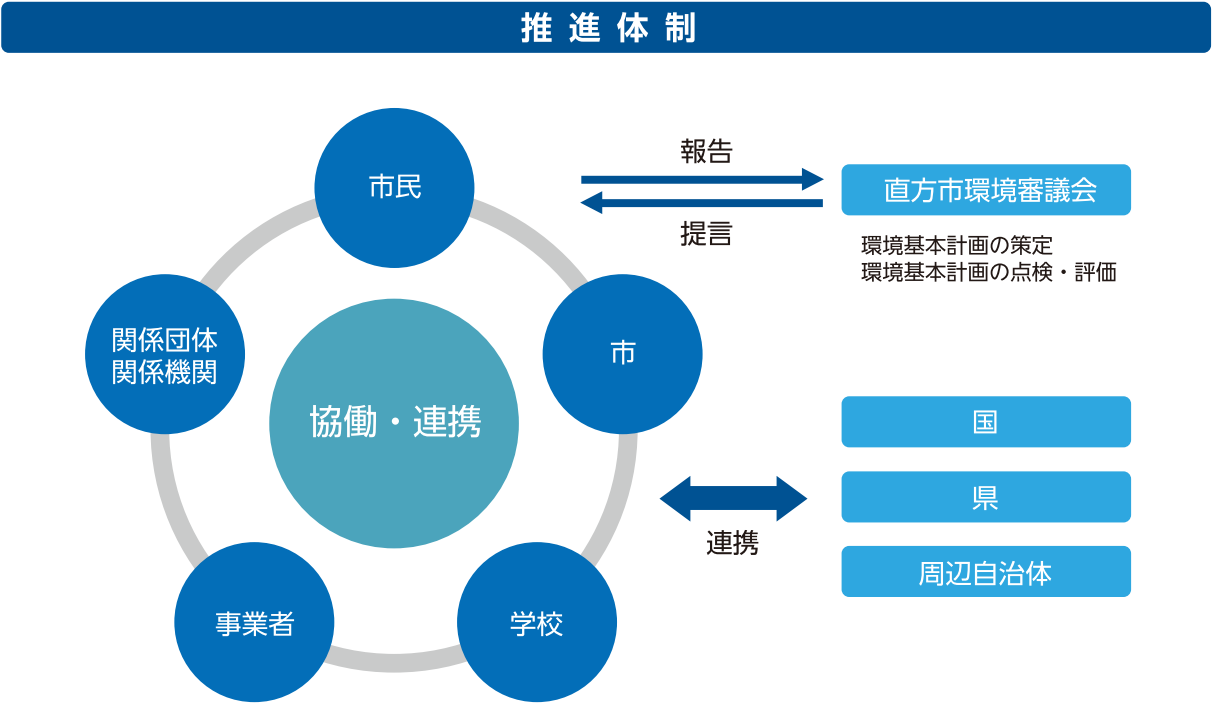
##### ③ 外部評価体制

＜直方市環境審議会＞（直方市環境審議会設置条例に基づく組織）

直方市環境審議会は、学識者、市議会議員、関係行政機関、団体代表、市民で構成し、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するための組織です。環境基本計画策定時にその内容を審議するとともに、計画策定後に実施された取り組みの実施状況について、総合的に評価し、改善点などを提言する役割を担います。

(2) 広域的な協力体制

市の施策の推進にあたり、近隣市町との連携が必要とされた場合には、連絡・調整を行い取組みを進めるとともに、さらに広域的な取組みの場合は、国や福岡県と連携して取組みを進めていきます。



## 1. 直方市環境審議会

### (1) 直方市環境審議会設置条例

平成14年12月18日  
直方市条例第24号

#### (目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、環境行政の総合かつ計画的な推進について調査協議するため、直方市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 直方市環境基本計画の策定に関すること。
- (2) 直方市の良好な環境の確保に関する基本的事項に関すること。

#### (組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市の区域内の公共的団体等に属するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

#### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境政策担当課において処理する。

(令4条例11・一部改正)

#### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成19年12月14日条例第30号)

#### (施行日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 直方市都市計画審議会条例(昭和31年直方市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則(平成22年12月10日条例第26号)抄

#### (施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附則(令和4年3月15日条例第11号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(2) 直方市環境審議会委員名簿

※会長・副会長以下順不同

| 氏 名 |        | 所 属                  |
|-----|--------|----------------------|
| 会 長 | 依田 浩敏  | 近畿大学産業理工学部           |
| 副会長 | 魚住 隼人  | 直方市環境衛生連合会           |
| 委 員 | 松本 亨   | 北九州市立大学国際環境工学部       |
|     | 宮園 祐美子 | 直方市議会議員              |
|     | 仲野 照明  | 直方市自治区公民館連合会         |
|     | 石橋 和彦  | 株式会社石橋製作所            |
|     | 黒木 乙恵  | 直鞍環境整備事業協同組合         |
|     | 橋本 晴美  | 直方商工会議所              |
|     | 高田 敏春  | 一般社団法人エネルギーマネジメント協会  |
|     | 仁田 純一  | 経済産業省九州経済産業局         |
|     | 山田 將喜  | 国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所 |
|     | 東郷 若奈  | 市民公募                 |
|     | 仲野 さゆり | 市民公募                 |
|     | 吉峯 雅人  | 市民公募                 |

2. 直方市環境推進委員会

(1) 直方市環境推進委員会設置要綱

平成15年9月25日  
直方市告示第129号

(目的)

第1条 この要綱は、環境基本法（平成5年法律第91号）第15条に基づく国の環境基本計画に沿って定める直方市環境基本計画（以下「基本計画」という。）及びこの基本計画を実施するための行動計画（以下「行動計画」という。）の策定、進行管理等を行うため、直方市環境推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画の策定に関すること。
- (3) 行動計画の進行管理、運営に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、企画担当課長、財政担当課長、総務担当課長、防災担当課長、商工観光担当課長、農業振興担当課長、土木担当課長、都市計画担当課長、学校教育担当課長、こども育成担当課長、文化・スポーツ担当課長、下水道担当課長、水道管理担当課長、水道施設担当課長、環境政策担当課長、循環社会推進担当課長及び消防本部総務担当課長の職にある者をもって充てる。

(令2告示55・令4告示48・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、環境政策担当課長をもって充てる。

3 副会長は、企画担当課長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(令4告示48・一部改正)

（会議）

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じて召集し、その議長となる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、環境政策担当課において処理する。  
(令4告示48・一部改正)

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則  
この要綱は、公布の日から施行する。

附則（平成18年3月31日告示第74号）  
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年4月26日告示第92号）  
この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則（平成20年3月3日直方市告示第24号）  
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成21年3月23日告示第44号）  
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月22日告示第38号）  
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成27年12月2日告示第227号）  
この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成28年8月30日告示第268号）  
この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成31年7月12日告示第173号）  
この告示は、公布の日から施行する。

附則（令和2年3月27日告示第55号）  
この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和4年3月14日告示第48号）  
この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（2）直方市環境推進委員会委員名簿

※会長・副会長以下順不同

| 氏 名 |       | 所 属        |
|-----|-------|------------|
| 会 長 | 平山 慎弥 | 環境政策課      |
| 副会長 | 山中 伸朗 | 企画経営課      |
| 委 員 | 高松 幸一 | 財政課        |
|     | 手島 洋二 | 防災・地域安全課   |
|     | 細川 貴文 | 商工観光課      |
|     | 池田 朝二 | 農業振興課      |
|     | 城丸 幸弘 | 土木課        |
|     | 田辺 裕司 | 都市計画課      |
|     | 石松 敏幸 | 学校教育課      |
|     | 加藤 陽子 | こども育成課     |
|     | 長田 正志 | 文化・スポーツ推進課 |
|     | 松田 欣也 | 下水道課       |
|     | 竹下 俊幸 | 水道管理課      |
|     | 山本 正光 | 水道施設課      |
|     | 河村 隆志 | 循環社会推進課    |
|     | 北島 聡  | 消防本部総務課    |

3. 直方市環境基本計画策定経緯

| 開催日時                | 会議名称                        | 会議内容                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年1月19日           | 令和4年度<br>第1回環境審議会           | <ul style="list-style-type: none"><li>● 環境審議会委員委嘱状交付</li><li>● 会長並びに副会長選出</li><li>● 概要説明<br/>(直方市環境基本計画、直方市環境保全行動計画、直方市審議会)</li><li>● 第2次直方市環境保全行動計画の進捗状況報告</li><li>● 重点プロジェクト報告</li><li>● 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）報告</li></ul> |
| 令和5年9月1日            | 令和5年度<br>第1回環境審議会           | <ul style="list-style-type: none"><li>● 委員の変更及び委嘱について</li><li>● 令和4年度基礎調査報告<br/>市民アンケート調査結果<br/>事業者アンケート調査結果<br/>市民ワークショップ<br/>温室効果ガス排出量の推計</li><li>● 第3次環境基本計画骨子（案）について</li></ul>                                        |
| 令和5年12月12日          | 令和5年度<br>第2回環境審議会           | <ul style="list-style-type: none"><li>● 委員の変更及び委嘱について</li><li>● 環境審議会への諮問について</li><li>● 第3次環境基本計画素案の審議</li></ul>                                                                                                          |
| 令和6年1月16日～<br>1月26日 | 令和5年度<br>第3回環境審議会<br>(書面開催) | <ul style="list-style-type: none"><li>● 第3次環境基本計画素案の審議</li></ul>                                                                                                                                                          |
| 令和6年2月1日～<br>2月29日  | パブリックコメント<br>の実施            | <ul style="list-style-type: none"><li>● 市報及びホームページに募集期間、<br/>意見提出方法を記載</li><li>● 基本計画（案）はホームページに掲載及び窓口での閲覧</li></ul>                                                                                                      |
| 令和6年3月15日           | 令和5年度<br>第4回環境審議会           | <ul style="list-style-type: none"><li>● パブリックコメント結果及び諮問に対する答申について</li><li>● 環境保全行動計画の進捗状況について</li><li>● 保全行動計画の追記について</li></ul>                                                                                           |

4. 直方市環境審議会の答申書

令和6年3月15日

直方市長 大塚 進弘 殿

直方市環境審議会  
会長 依田 浩敏

直方市第3次環境基本計画の審議について(答申)

本審議会は、令和5年12月12日付直環第538号の諮問に応じ、慎重に審議した結果、別添のとおり環境基本計画（最終案）としてとりまとめたので答申します。

なお、本答申および審議過程において、各委員から出された意見等を十分に尊重し、第3次環境基本計画の理念に基づいた行動計画の策定を進めていただきますようお願いいたします。



発行／令和 6 年 3 月  
上下水道・環境部 環境政策課  
〒822-8501 福岡県直方市殿町 7-1  
TEL ／ 0949-25-2123  
E-mail ／ [n-kankyo@city.nogata.lg.jp](mailto:n-kankyo@city.nogata.lg.jp)